

戦時体制下における動物園の 運営に関する一考察

荒川 智史
(玉井研究会 4年)

- I 序 論
- II 動物園の運営指針の変遷
 - 1 戦前における繁華の時代
 - 2 科学知識の普及施設としての時代
 - 3 決戦体制に組み込まれた時代
- III 動物園の管理上における困難
 - 1 動物の入手
 - 2 飼料の確保
 - 3 施設の維持
- IV 戦時猛獣処分
 - 1 戦時における動物園の防空対策
 - 2 上野動物園における猛獣処分計画と実施
 - 3 猛獣処分の全国への波及と効果
- V 結 語

I 序 論

本論文は現代では娯楽の一部として親しまれている動物園が、戦時体制下の文化や娯楽が統制されていく中、どのような役割を求め運営することによって存続することができたのかを考察する。また、昭和18年8月以降に実施された動物に対する毒殺等による処分、いわゆる戦時猛獣処分に関して、現在まで多くの出版物やメディア等で「悲劇」として語り継がれているが、当時の資料や飼育員の日

記等を用いて、その実態を明らかにしたい。

日本における常設の動物園の始まりは、明治15年3月である。東京・上野公園内の清水谷に築かれた上野動物園は農商務省の管理下に置かれた後、明治19年に宮内省に移管される。移管後は国内外を問わず、動物の収集、交換、下賜が増え規模が拡大していった。大正13年に皇太子殿下御成婚記念として宮内省から東京市に下賜されると、さらなる繁栄の時代を迎える。以下の図表1で示すように、入園者数も急増し、昭和15年には年間300万人の来園者を記録すると、大東亜戦争が勃発する昭和16、17年にも来園者数300万人を超える大人気スポットとなる¹⁾。また全国的にも、市が運営する公営の動物園や、鉄道会社が主導する民営の動物園が全国各地に建設され、人々の生活に溶け込んでいった。

先行研究では、戦争末期に実施された猛獣処分には触れられているものはあるものの、同時代の動物園の運営に関する考察を加えた研究は乏しい²⁾。本論文では『上野動物園百年史』を参考にすのほか、行政資料や新聞、雑誌記事を利用し、戦時下の動物園の運営について多角的な側面から明らかにしたい。

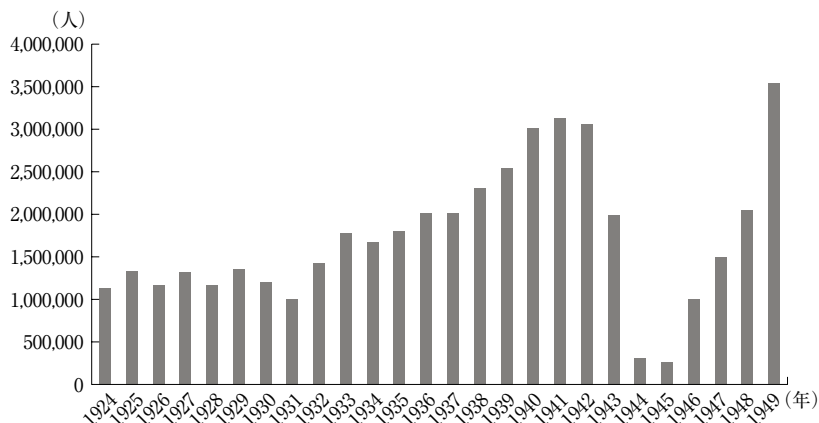
まず、第Ⅱ章では時代ごとに動物園の運営方針の変遷を追う。大東亜戦争勃発後、娯楽・教育施設として運営していた時代から、科学知識の涵養を促し、人々に慰安をもたらす施設として、その役割を変える。また終戦間際には動物園も決戦体制に組み込まれ、食物増産や毛皮供出に一役買うこととなる。この変遷について詳しく触れたい。第Ⅲ章では戦時下において不足する動物や飼料、資材や飼育員らに注目し、当時の上野動物園の園長代理を務めた福田三郎の著書である『実録 上野動物園』³⁾を参考にどのように存続していったのかを調査する。第Ⅳ章では動物園の防空対策と戦時猛獣処分について着目し、どのような経緯で処分されることが決定し、またそれが全国へ波及し、報道されることになったのかを調査し、既存の研究でなされてきた議論への補完を行う。

なお、引用する史料の旧漢字は新字体に改めて表記することとする。

Ⅱ 動物園の運営指針の変遷

本章では、動物園が娯楽・教育施設としての役割から、科学知識の普及や総力戦体制への動員へと、運営の目的を時局の要請に応じて変化していった様子を明らかにする。

図表 1 東京市下賜後の上野動物園の入園者数推移



1 戦前における繁華の時代

序章でも述べたように、年号が昭和に移った頃から全国的に動物園は入園者数が急増し、繁華の時代を迎えた。中でも上野動物園はそれまでの宮内省管轄の時代からの転換を図るため、動物園の大幅な改良計画に着手する。黒川義太郎上野動物園主任技師⁴⁾が昭和2年に動物園経営方針を東京市に上申書を提出した。その中で黒川は動物園の役割を、動物を広く収集し、観覧させて動物教育の行う施設とするほかに「娯楽ノ為トシテ観ルモ不知不識ノ間ニ大ナル裨益」を与えることだと論じた⁵⁾。そして上野動物園では、井下清東京市公園課長⁶⁾の主導の下、大改造に着手する。昭和2年にホッキョクグマ舎、昭和4年にカバ舎、昭和5年に猛獣舎が相次いで東京市建築課の施工で建設され、開園50周年を迎えた昭和6年には、東京市に移管された当時にあった動物舎の過半が新築された⁷⁾。それまで檻の中の狭い空間にいた動物を新設された広い動物舎に入れることで、入園者の観覧の質も向上した。昭和6年に100万人ちょうどだった年間入園者数は、昭和7年に144万人、昭和8年に179万人と急増し、娯楽、レクリエーションとしての性格に主眼を置いた動物園の改造計画は一定の結果を残したと言える。

この娯楽としての動物園運営は上野動物園に限った話ではなく、全国的に展開された。上野で大規模な改良事業が行われているさなか、昭和2年に神戸、昭和4年に宝塚と熊本、阪神電気鉄道が建設した阪神パーク、昭和5年に栗林、昭和8年に福岡、到津と、全国で相次いで動物園が開園する。兵庫県西宮市に建設さ

れた私営の阪神パーク動物園は、遊園地の隣接地に建設され、阪神電気鉄道が誇る一大レジャー施設として、市民に親しまれた⁸⁾。また、公営の動物園でもレクリエーション性の高い動物園の建設が進んだ。例えば、『熊本動物園要覧』によると、熊本動物園の創設意義として「我が熊本市は全国有数の教育地として夙に名あるのみならず、幾多の名勝史蹟を有する所謂観光都市として杖を曳くもの多きに鑑み、教育参考資料として又遊園的施設として動植物園設置の要望」が多かったとしている⁹⁾。大阪市動物園でも動物園の運営目的を「市民の慰安と娯楽」のためとしていた¹⁰⁾。「学童への動物学、生理学の観察」のほかに、園内ではチンパンジーやゾウの曲芸が年中行われたり、漫才師が園内で漫才を行って客引きをしたり¹¹⁾と、一般大衆に親しみを持たれ一大ブームと化した¹²⁾。

一方で娯楽と慰安に特化した動物園の爆発的な人気とは裏腹に、動物園に対して批判的な論調も出ている。動物学者で、大阪市土木部公園課動物園係の筒井嘉隆は、動物園のあるべき性質として、「(1) 容易く山野の自然に接し得ない市民達の生活に潤いをもたらし(中略) 疲れやすい都市生活を、手軽に慰める社会施設としての公園の使命と、(2) ほとんど接する機会のない動物の生活を親しく見学して、生物界の微妙なる生命現象に興味を持たしめ、児童に対しては動物愛護の精神を植え付ける。又、異国の珍しい動物を展示し相当教養のある知識層をも満足せしめ、利用厚生 of 途を知らしめるという社会的教育使命」があることとした。さらに現代における動物園はこの社会的教育使命に加えて、「野生動物の習性、生理、生殖から成長に関して精密な観察と実験を行い、動物生態学、生理学、発生学の研究」を行う、学術的使命も存在しなければならないとした¹³⁾。筒井は娯楽が先行し、一般大衆化する動物園に対して、「低入園料金と俗うけを狙う低調なサーカス式経営」と一蹴し、「教育的使命を重んじ、動物園の樹て直しを計らねばならぬ」と述べている。さらに、動物学者の川村多實治も動物園の目的として、「動物学の研究および教授資料たる動物を収集して学術的に審査すると共に同好者の観覧に供する設備」としており、あくまで教育的施設であるべきだと論じた。川村も大衆化する動物園に対し、「市の社会教育施設として市費を以て経営せらるゝ動物園ならば、先づ第一に科学の通俗教育施設としての体面を保つように心がけねばならぬ」と論じ¹⁴⁾、このままでは「動物園が墮落して往くやうで、実に心細い」と動物園の行く末を憂慮している¹⁵⁾。

以上のように、昭和に突入してすぐに動物園は全国的に建設され、繁華の時代を迎えることとなる。そして動物園を運営する目的としては、教育的施設と一般

大衆への娯楽の提供にあった。しかし実態としては教育的施設としての機能よりも娯楽やレクリエーションとしての機能が強く反映されており、一部の動物学者などからは大衆化する動物園に対して警鐘を鳴らす論調も見られた。

2 科学知識の普及施設としての時代

昭和12年、日本と中華民国との間で盧溝橋事件に始まる日中戦争が勃発したが、動物園はそれまでより全盛の時代を迎えていた。全国的に種々の催し物や年中行事が盛んに行われるようになり、新しい動物の購入や繁殖の様子が新聞やラジオに多く報じられ、入園者数は増加の一途をたどった¹⁶⁾。昭和6年に100万人だった上野動物園の年間入園者数は昭和16年に314万人を記録し、映画や落語、唱歌も製作され¹⁷⁾、戦前における動物園の全盛期とっていい。

しかし、この時期の動物園の運営の実態はそれまでの時代と少し異なっている。日中戦争の開始により軍部の介入が多くなってきたからである。上野動物園では、昭和12年から恒例となっていた動物慰霊祭が「支那事変軍用動物慰霊祭」と名前を変え、軍用動物に関する展示会や、軍馬、軍犬による実演などが開催された¹⁸⁾。また、昭和13年4月には、花見時の恒例となっていた動物園の夜間開園も時節柄のため中止となっており¹⁹⁾、それまでの娯楽やレクリエーション性に特化した動物園運営ではなくなっていることが分かる。古賀忠道上野動物園園長はこの時期の動物園の使命として、「民衆に科学思想を普及する」ことだと述べている²⁰⁾。続けて、「我々の生活が、現在においては大いに非科学的なものが多いということは否めない事実で、これを科学的にするとともに、より科学的なものに我々を馴らす為には、すべての方面より国民を指導していく必要がある。(中略)動物園が肩の凝らない一種の科学の道場と言ったようなものになることは必ず不可能ではない。と言うより、ぜひ、これはそうしたいものだとは私は考えている。(中略)科学知識或は科学思想の普及ということを頭に置いた見せ方でなければならない」と論じ、入園者層が老若男女、各種各層に幅広くいるという特徴に着目し、動物園は今後、科学知識を一般大衆に広める施設でなくてはならないとした。それまでの娯楽施設の役割はこの段階では排除されており、古賀は世界と比べて手狭な日本の動物園を憂慮し、もっと国や東京市を挙げて奨励・拡張検討し、科学施設の普及のために、動物園事業に注力してほしいとも述べている²¹⁾。

当時の動物園の運営に関して井下清東京市公園課長も動物園について、「科学心の涵養は子供には有効であるうえ、大人に対しては連日の疲れ果てた心身を、

我が国の社会と隔絶した動物の世界を眺めることで癒すことができる」という厚生的機能もあるが、あくまで動物園は「国民教育の機関である」としている。さらには「動物園の社会教育的機能と厚生慰安的使命とは車の両輪の如く相関連して進むところに本来の意義があるのであって、東京の如き大都市にあっては一、二の動物園で足るものではなく数か所を必要とし、それらは各々特色を持つことにしたい」と、東京市に数か所建設することを希望した²²⁾。その要望通り、東京市では昭和17年5月に井の頭に自然文化園が建設され、上野動物園からも動物が移動され、市民の人気を呼んだ。その建設意義として、昆虫学者の古川晴男は「公園と動物園との差が、前者では単に厚生設備であつてもよいのに、後者ではどうしても入場者が何かの形式で『科学を掴む』道場であらねばならぬ」とした²³⁾。当初の計画よりは資材不足により小規模のものになったが²⁴⁾、大東亜戦争が勃発された後も関わらず動物園が建設され、運営することができたのは動物園が軍との関わりが強く、また一般大衆への科学知識と生物学の普及施設としての役割を期待されていたからではないかと推測できる。また、東京市は昭和17年に発表した「市既設動物園経営方針」の中で動物園の位置づけを「特徴アル施設ヲ有シ市民教養ト厚生ノ施設」として明確にし、さらに芝公園、大塚公園、旧安田庭園、有栖川宮記念公園、駒沢緑地に小動物園を併置する計画も進めた²⁵⁾。この計画は時局柄、建設されることはなかったが、東京市が動物園に対して注目していたことがうかがえる。

以上のように、昭和12年から始まった日中戦争の影響により、軍部の介入が強くなった動物園の運営は、その運営方針を昭和初期の娯楽とレクリエーション性の強い施設から転換し、一般大衆への科学知識や生態学の普及施設及び厚生慰安的施設として運営することとなった。大東亜戦争勃発後も入園者数は年間300万人を超えており、加えて東京市は動物園の新設を計画しており、動物園に対して注目していたことが分かった。

3 決戦体制に組み込まれた時代

大東亜戦争が勃発し、しばらくは戦局を優勢に進めていた日本だが、昭和18年2月のガダルカナル島撤退以降、米軍の激しい反攻に遭い戦局が悪化していった。それを受け、日本国内でも銃後における国民の戦争協力が盛んに行われ、動物園も例外ではなかった。昭和18年5月に日本動物園水族館協会²⁶⁾が発表した「動物園水族館施設ノ戦時下ニ於ケル有効ナル経営方針」によると、動物園の経営方

針として、従来通り科学心の涵養施設としての役割のほかに「国民ノ士気ヲ昂揚シ併セテ軍用動物ニ関心セシメントメ軍用動物感謝祭ヲ開催シ園内収容ノ軍用動物ニハ殊更ニ絵ヲ以テ之ヲ明示シ又、軍用動物トシテノラクダ、トナカイ、象等ノ説明書ヲ一般観覧者ニ無料配布スル等軍用動物ノ普及ヲ計リタリ」とあり、国民の士気高揚と軍用動物の普及に努めることを述べている。また、「国民生活ニ関係アル動物ニ重点ヲ置ク結果勢ヒ家畜ノ繁殖、飼育管理ヲ昂揚シ、物ノ増産ニ重点ヲ置キ之ガ達成ノ為豚、鶏、兎、鯉等ノ飼育繁殖等ノ管理状況ヲ一般ニ観覧セシメツ、アリ」とし、不足する家畜の増産を奨励し、国民への普及活動を行うことに重点を置くとしている²⁷⁾。

上野動物園だけでなく、地方の動物園でも同様に昭和18年以降その運営方針に変化が見られる。名古屋市東山動物園でも、銃後における文化の昂揚、科学心の涵養、市民の保健、傷痍軍人への慰安等の厚生の機能を発揮し幅広く役割を担っていることが説かれたほか²⁸⁾、「戦地に於ける軍用動物の活躍が益々期待されるならば、それだけ我々は動物に近づき、彼らを理解してやらねばならない。動物園当局も、斯くの如き意図を以て観覧者を指導することが必要」であると主張した。また、事態によってはゾウ等の有用動物を生産部門にあたらせることも必要かと考えており、「学生生活が勤務作業に拡張されたと同じようなわけで、三、四名象使いがいれば短期講習の結果力強い産業戦士数百名が現はれたのと同じことになるのだ²⁹⁾」と、戦時下における動物の労働利用をも辞さない覚悟を見せた。神戸市動物園でも職員の水出健之助が、従来の「娯楽ということから離れて、今最も要望されている科学知識の普及及び涵養」を助成し、「一般市民の家畜類の飼育や蓄殖の指導を兼ねて」運営していると論じた³⁰⁾。全国的に軍用動物の普及と、一般市民への家畜の飼育指導として、運営方針が変わっていったのである。

昭和19年に入り、より戦況が悪化すると、動物園における動物動員が一層盛んに行われ、東京市井の頭自然文化園では「牛、馬、豚、駱駝、羊、山羊、狐、狸、兎等の産業動物はただの見本ではなく、繊維や毛皮に乳に肉に持前の特色を發揮し、馬や駱駝は菜園に働き自給自足を超える活動を活発に行って居る。軍用毛皮としての兎はどしどし仔兎をうむ³¹⁾」とし、家畜を東京市に払い下げたり、毛皮を陸軍に供出したりと、生産活動を活発に行うようになる。茂田井武はその様子を、「かつて動物園といふ日曜行楽の場所があつて猿に蜜柑の皮を投げていた事なぞ信じられぬ」と述べており、戦局が悪化するにつれ動物園も戦時体制に動員されていった。動物による供出のほかにも、動物園の職員が一般大衆向けに野草

の調理法³²⁾や、代用食の講習会を開いており³³⁾、食料難に悩む都市部の代用食の普及に努めた。

入園者も昭和16、17年をピークに全国で大きく減少する。それでも財政や飼料難から閉園や、陸軍に接收されることもあったが、運営し続ける動物園も存在した。上野動物園は昭和18年に年間入園者数199万人を記録したが、翌19年に32万人、終戦を迎える20年には28万人に減少した³⁴⁾。空襲で荒廃した東京において、1日100人程度の入園者を記録していた。井下公園課長も動物園運営に関して、昭和20年6月においても「大いにやるように」と指示しており、運営が続けられた³⁵⁾。

以上のように、昭和18年に差し掛かる大東亜戦争劣勢期においては動物園の運営方針として、軍用動物の普及と家畜動物の教育施設としての運営が為された。また、戦争末期になると実際に園内の敷地や動物が総力戦体制に組み込まれ、家畜動物や毛皮を供出した。

Ⅲ 動物園の管理上における困難

本章では、動物園で飼育や展示される動物がどのような経緯で収容されたのかを論じる。そして戦時体制下の運営で最も困難を極めた飼料の確保や、資材や人員が不足する中でどのようにして運営を保っていたのかを明らかにする。

1 動物の入手

動物園が全国的に繁栄の時代を迎えた昭和前期から、動物園では繁殖による動物の拡充のほか、海外の動物園との動物交換や献上品などによる外国からの入手、天皇陛下からの下賜や財界人からの寄贈など国内からの入手、軍部からの戦功寄贈品としての入手、の三つの経路が存在した。以下、上野動物園を中心に、戦時にこれらの入手経路がどうなったのかを述べていく。

第一に、海外の動物園との交換や購入などによる海外からの動物の入手である。上野動物園では前述の通り、大改造を終えた昭和6年頃から積極的に海外の動物を収容している。同年6月にアメリカ・ニューヨーク自然博物館から動物交換の依頼を受け、上野動物園のウシウマとニューヨーク自然博物館のアメリカバイソンの交換を行った。また、ドイツのハーゲンベック動物園とは何度も動物交換を行っており、オオアクリイやコンドルを入手している³⁶⁾。昭和9年以降には、

ジョホール国王からハイエナやクマ、タイ少年団からゾウ、シヤム国王からテナガザルを親善の証として寄贈されている³⁷⁾。動物は度々親善の意味合いでやりとりがなされており、井下清は「生きた學術上の参考資料が相互に交換されると云ふことは、文化的親善の上から見てまことに喜ばしい」と論じている³⁸⁾。大阪や神戸の動物園も港が近かった関係上、海外からの入手が多く、ハーゲンバック動物園からホッキョクグマやキリン、ハイエナ等を購入している³⁹⁾。第二次世界大戦が勃発して以降はヨーロッパの動物園は動物確保に苦しみ、運営難に陥っていたが、日本の動物園はアメリカや南方の動物園と盛んに動物交換を行った。この時期に関して、上野動物園長の古賀忠道は、日本に対する動物交換の依頼は世界の中でも格段に多く、これは日本の動物園はまだ安泰で実力があることの証明であり、海運技術の面を含めて国際的地位が確立されている証明になるのではないかと論じている⁴⁰⁾。しかし、上野動物園では、昭和16年に入ってからドイツの動物商人と動物交換を行うなどしていたが⁴¹⁾、大東亜戦争が勃発すると動物交換はほぼ行われなくなってしまった。昭和18年にはビルマのランゲーン動物園から動物交換の依頼がありこれを承諾したこともあったが、軍部に動物を運搬する船舶が一隻もないと通達され中止になってしまった。そして終戦後まで動物が海外の動物園と交換されることは一度もなかった。

第二に、天皇陛下からの下賜や財界人からの寄贈品など、国内からの入手について論じる。宮内省管轄の時代が長かった上野動物園では、その名残から宮家からの下賜品として贈られることが多かった。また当時の皇太子や高松宮家、竹田家といった宮家が頻繁に動物園を訪れている⁴²⁾。昭和6年には国内で初めての飼育となるイリエワニが下賜され⁴³⁾、天然記念物の白蛇も下賜された⁴⁴⁾。また、エチオピア皇帝のハイレ・セラシエ1世から、天皇陛下へ寄贈という形でライオン2匹が送られ、そのまま上野動物園に下賜された⁴⁵⁾。タンチョウやオオトカゲ、ノロなど当時としては珍しい動物が下賜されることも多かった。財界人からの寄贈も多く、読売新聞社の正力松太郎は昭和8年にアメリカバイソンを寄贈し、人気を博した。その他、安川雄之助日本経済使節団長からはクロヒョウ、実業家の福澤桃介からはサル、山階芳麿侯爵からは鳥類が寄贈され、動物園の動物拡充を後押しした⁴⁶⁾。その他、商船会社や工業会社からの寄贈品も多く、大阪商船、日本郵船、南洋興発といった海外と関わる会社からオランウータンやペンギンなどを手に入れている⁴⁷⁾。しかしこれら下賜や実業家たちの寄贈も、輸送の困難などの理由で大東亜戦争が勃発して以降は全くなくなってしまった⁴⁸⁾。

第三に、陸海軍からの献上品としての入手である。昭和初期は練習艦隊の「岩手」や「八雲」が南洋での練習中に連れて帰ったワニなどを動物園に寄贈しているが⁴⁹⁾、数としては外国からの購入や下賜品と比べると少なかった。しかし日中戦争が始まった昭和12年以降、軍による動物の寄贈が急増する。横須賀鎮守府からアオウミガメ、上海竜華航空部隊工兵部隊長の栗原宗次からハリネズミが寄贈され、昭和14年には北支軍の寺内寿一大将名義で、ラクダ、シナウマ、ロバ、イヌなどが銃後の国民への寄贈品として贈られている⁵⁰⁾。このように、戦線で奮闘する日本軍が相手の塹壕を探っている間に見つけた珍しい動物を銃後の国民のために送ることが増えたため、動物園では軍功動物の区画を用意し、そこでの展示を行った。さらに大田実海軍大将が動物園を訪れ、戦地で大ヘビや毒ヘビが多く発生し、攻略作戦の足かせになっていることから、捕獲方法を聞きに来たこともあった⁵¹⁾。大東亜戦争が勃発して以降、外国からの購入や下賜、財界人からの寄贈が減る一方、遠征軍からの寄贈品は送られ続けた。昭和17年には再び寺内寿一大将名義でシマウマやエミュウが寄贈され、ニシキヘビも後に送られた⁵²⁾。中支軍の成岡正久からはヒョウが送られ、「八紘」と名付けられ、人気を呼んだ。しかし、これらの軍部からの入手も、昭和18年2月の満州部隊から東条英機首相と杉山元陸軍参謀長名義で送られたヒグマ⁵³⁾を最後に途絶えてしまった。それでも同時期の動物園の動物拡充には相当貢献したと言える。

以上のように、動物園の動物入手の経路は外国からの入手、天皇陛下からの下賜や国内の実業家からの入手、軍部からの寄贈の三つに分けられた。大東亜戦争の勃発以降、外国や国内からの入手が止まる中、軍部からの寄贈品は送られ続けた。劣勢となる昭和18年2月以降は入手ができなくなったが、戦時において動物園の動物入手は軍部が大部分を支えていたことが分かった。

2 飼料の確保

戦時体制下において動物園が最も苦勞した点は、増え続ける動物を育てていくために必要な飼料を確保することであった。本節では、戦時下の動物園がどのように飼料を集めたのかを明らかにする。

昭和初期において飼料の不足に陥ることはなかったが、昭和13年頃から飼料の入手の減少が始まった⁵⁴⁾。特に1日1頭当たり40kg近くの肉類を必要とするライオンや、100kg近くの草類を必要とするゾウなどの猛獣類用の飼料が手に入りづらくなり、上野動物園は「山羊、兎、モルモット、ネズミを増殖してやがては

この肉を食べさせよう」と、東京市内のあらゆる公園⁵⁵⁾で猛獣用の飼料とする動物を飼育した⁵⁶⁾。それに加え、代用食の実験が始まる⁵⁷⁾。実験では馬肉の代わりに鰯などの魚肉で代用し、ヒョウの体重は変わらないどころか、むしろ成長スピードが早かったことを示し、実用化した⁵⁸⁾。また、国策グラフ誌の『写真週報』はこのような代用食でも体重が減らず、健康状態も良いことを宣伝し、人間も見習わなくてはならないという論調を展開した⁵⁹⁾。新聞でも代用食を取り上げ、「ドウブツエンも、ヒジョウジデス。ライオンやトラもウマのニクばかりたべてはみられません。サカナのニクも、ネズミのニクも、——ヒノマルベントウもたべなくてはなりません⁶⁰⁾」と、動物も代用食に変えているから、人間も当時推奨されていた日の丸弁当⁶¹⁾を食べることで銃後に備えなければならないという宣伝に使われた。また、代用食の魚を食べずに馬肉を食べたコンドルに対し贅沢者で手が焼けると表現されたが、それまで食パン三斤の洋食から、魚とラードを炊きこんだ米の和食に飼料を変更したホッキョクグマを「日本精神を鼓吹して生活している」素晴らしい動物として報じた⁶²⁾。また、これらの猛獣は「生意気に三百匁の肉を一口にのみこむ贅沢さ」で、「銃後の動物として面目に反する」と新聞でも表現されることもあった⁶³⁾。また、昭和14年5月に行われた全国動物園協議会の議題として真っ先に飼料問題と代用食の研究について協議されていることから⁶⁴⁾、戦争が本格化する前から最も飼料問題が懸念されていることがうかがえる。

大東亜戦争が勃発してからは代用食として使用していた鰯などの魚肉も手に入りづらくなり、料理屋から出る鶏頭やネズミ肉などの厨芥を引き取って飼料とした。また、園内で飼育していたヒマラヤグマ3頭、クマ1頭、その他ヤギやタヌキを射殺し、猛獣類の飼料とした⁶⁵⁾。飼料用に育てていた動物ではなく、展示していた動物でさえも飼料用にされてしまうようになった。草食動物に関してはそれまでのジャガイモやサツマイモから、公園内の樹枝や樹葉、陸軍から買い付けた圧搾馬糧⁶⁶⁾を飼料とした⁶⁷⁾。

昭和18年からは、市場から買い付けていた飼料の流入が大幅に減少し、わずかな在庫飼料に陸軍から購入した茶殻を混ぜてかさ増しを行って与えた。さらに農林省の方針で、動物園への餌の配給が止まり⁶⁸⁾、市場からの購入も時局柄困難となり、動物園内で畜産や耕地を造成するなど、自家生産による飼料の入手も始まった⁶⁹⁾。しかし上野動物園では昭和20年3月の東京大空襲以降には肉や魚の入荷がほぼすべて止まり、空襲で焼けた配給用の小麦程度しか飼料が入ってこなくなり⁷⁰⁾、カバ、オットセイ、ペリカン、ワシなど猛獣処分後に生き残っていた人

気動物が餓死に陥った。

また、地方においても上野と状況はあまり変わらず、神戸市動物園も動物愛護家に配慮しつつ野良猫・犬を捕えて飼料としたり、ほぼ骨だけになった鶏足を与えたりして、この時期の飼料集めに奔走した⁷¹⁾。当時の住民からは、人間の食料まで不足しているのに動物に与える飼料が無駄という理由で動物園を閉鎖しろという声も聞こえた中で、何とか存続を目指した⁷²⁾。甲府市動物園でも、近くの公園の池の鯉を捕獲し、猛獣の餌としていた。また園長の小林承吉が陸軍甲府連隊や憲兵隊の軍馬の獣医を兼ねていたことから、軍馬の治療代の代わりに軍隊の残飯をもらい受けて動物たちに与えていた⁷³⁾。名古屋市東山動物園では、北王英一園長と親交のあった陸軍獣医師の三井高孟大尉の指示で軍馬の餌が秘密に送り込まれ、ゾウの飼料に充てられている⁷⁴⁾。このように、前節で述べた動物の流入と同じように、飼料面においても軍部は規制をかけず、むしろ非公式ながらも援助があり、動物の飼育を可能にしていた。

以上、本節では戦時下の動物園の飼料の流入過程を明らかにした。猛獣類の飼料確保が困難となった昭和13年以降、動物園では代用食が研究され導入された。その様子は新聞でも報じられ、一般大衆への代用食の奨励の宣伝材料としても使われた。しかし大東亜戦争勃発以降は、代用食も尽きてきたため、厨芥や園内生産で補うしかなくなった。また、飼料面でも陸軍は非公式ながら、動物園を援助しており、残飯や軍馬の飼料を送っていたことも分かった。

3 施設の維持

本節では、大東亜戦争が起こって以降、動物を飼育し公開する上で必要な鉄材や石炭など資材の統制、飼育員が応召され人員不足に陥っていく時代において動物園がどのように運営されたのかについて論じる。

昭和16年9月、日本では金属回収令が施行され、官公庁や公共団体の金属は勿論、一般家庭の金属供出も促されるようになる。動物園では、動物を飼育する以上檻を使用しているため、その他の施設と比べて鉄材の使用量が多い施設であり上野動物園でも、東京市の職員や軍の係員が視察に訪れているが安全性の観点からすぐに供出されることはなかった⁷⁵⁾。しかし、その一方で檻が老朽化しても新設は不可能であり、動物の雌雄を別居させることで産児制限を図り、檻を新増設しなくても良いような対応が必要であった⁷⁶⁾。しかし昭和18年に入り日本が劣勢の時期に入ると、動物園でも真剣に鉄材の供出が検討されるようになる。動物園

は「最小限度ノ資材ニテ設計」してあり、「動物舎ニ使用ノ鉄材ハ僅少タリトモ之ガ撤去ハ不可能」であり、供出できるとすれば動物と人の間に設置している人止柵くらいであった。しかし、人止柵を鉄材から木材に変更したところで、「観覧者ノ多キ所ニテハ観覧者ノ圧重ニ由リ、倒潰ノ恐レ充分ニ」あるため、人止柵が倒壊した際に動物によって観覧者が「傷ツケラレザルモノ」「傷ツケラレルモノ」「殺傷サレルモノ又ハ動物舎ノ設備ニヨリ負傷ノ恐リアルモノ」の3か所に園内の施設を分け、殺傷される恐れのあるものは絶対に鉄材を使用しなければならず、残りの2つは状況を見て供出するという案を策定した⁷⁷⁾。昭和18年8月以降、人止柵や動物のネームプレート、餌入れの容器や入園者用の椅子などの金属が供出され、木製のものに切り替えられる一方⁷⁸⁾、安全上動物の檻や扉などは供出されず、鉄製のまま維持されることとなった。

次は石炭燃料について論じる。動物園では世界各地から動物を集めているため、南方やアフリカ産の動物は日本の冬に堪えられず、暖房による温度調整で飼育していた。しかし鉄材と同じように、昭和16年度において140トン納入していた石炭の納入も困難となり、17年度には92トンに減少し、代用品として薪を1000束から1万1000束に増やして納入している⁷⁹⁾。しかし、第1節でも述べたように、この時期に収容される動物は南方軍からのものが多く、暖房設備を必要とする動物ばかりであり、その維持は動物園を悩ませることになる。そこで、キリン室とチンパンジー室だけを暖房することにし、そのほかは暖房を停止させる措置をとった⁸⁰⁾。さらに、石炭をできるだけ節約する意味で、暖房を必要とする動物を一つの部屋に集めて、その部屋のみを暖房することとした。キリン室にマントヒヒ、チンパンジー室にインドやアフリカ産のサル類、さらにワニなど爬虫類もまとめて収容し、寒さをしのがせた⁸¹⁾。大阪市天王寺動物園でも同様の措置がとられ、カバやワニに敷き藁を増やしただけで寒さをしのがせるなど、満足な暖房効果は得られなかった⁸²⁾。

また、飼育員の応召も相次いだ。上野動物園では昭和12年の段階では、古賀忠道園長以下、飼育員や職員は合わせて60名いたが⁸³⁾、昭和16年8月に古賀自身が応召されると、昭和18年3月時点では49名、終戦の段階では応召や疎開などで、常勤の職員は福田三郎ら10名しか残っていなかった⁸⁴⁾。動物を取り扱う以上、安易な人員の拡充を図ることができなかったうえ、時局柄取り扱う業務も広がっていたため職員は多忙を極め、人員面でも運営は困難を極めた。

昭和20年3月の東京大空襲等で被災し、ゾウ舎や事務所を全焼させ、客足は激

減し1日100人も入れれば大入りだった⁸⁵⁾。しかしこのような悲惨な状況にもかかわらず入園者がいたことに加え、井下清は福田に対し、「閉園せず大いにやれ」と指示しており⁸⁶⁾、上野動物園は閉園されることなく終戦を迎えられたことは注目される。地方動物園でも、名古屋や熊本の動物園のように陸軍に接収される例や、仙台や甲府の動物園のように、空襲により全園が焼失しそのまま閉園される場合もあった⁸⁷⁾。

以上、本節では上野動物園を中心に、資材や人材面に注目して運営の困難を論じてきた。鉄材供出は昭和18年8月から供出が行われたものの、人止柵や椅子などに限定されており、動物園の要望通り動物の檻や扉などは鉄製のまま運営されることとなった。しかし石炭は慢性的に足りず、暖房を必要とする動物は一つの部屋に統合することで、石炭燃料の節約に努めた。人材面では応召や疎開により不足し、職員は多忙を極めた。空襲が本格化すると、全国で被災や接収による閉園が相次いだ。上野動物園のように終戦まで運営し続けられる動物園もあった。

IV 戦時猛獣処分

本章では、大東亜戦争末期に全国各地の動物園で実施された、戦時猛獣処分について論じる。この問題は戦後、児童作家の土家由岐雄による著書『かわいそうなぞう』がベストセラーとなり、小学校の教科書にも掲載された⁸⁸⁾。その中で著者は、戦時猛獣処分に関して、空襲の最中に陸軍が動物園に対して処分するよう命令したと描かれており⁸⁹⁾、その認識が戦後広まっている。本章では、その事実を検討するとともに、当時の動物園の防空意識や、猛獣処分の実施過程、そして全国への波及を論じる。

1 戦時における動物園の防空対策

本節では、戦時における動物園がどのような防空対策を講じることで動物や入園者を守ろうとしていたのかについて明らかにする。

ヨーロッパでは昭和14年に第二次世界大戦が勃発し、パリやロンドンの動物園も戦災に晒され、施設の損傷や動物の戦死などの被害が発生するようになる。これらの情報は日本の動物園へもたらされ、日本においても「侵入された国家の動物たちは、何んなに法律的に守られていても敵国の軍隊に対しては、之は全く無効である」から、「我々としても覚悟を要すること」だと考えられるようにな

り⁹⁰⁾、空襲や戦災への対策を講ずることが急務になる。上野動物園では、昭和12年4月5日に公布された防空法にのっとり、同年9月2日から灯火管制と消火訓練を実施する。ゾウ3頭の足に鎖をつけ、カバ室、猛獣舎の街灯以外はすべて消灯した⁹¹⁾。また、上野ではクロヒヨウが脱出し、大混乱に陥った事故を起こした経緯もあることから⁹²⁾、空襲や焼夷弾によって動物園の檻が破壊され、中の動物が脱走した場合の捕獲と入園者の避難誘導訓練が盛んに行われるようになる。初めて「防空訓練」として、動物の捕獲訓練が行われたのは昭和13年7月25日で、「敵が帝都を空襲して爆弾が上野動物園に命中したら?といふ万一の時に備えて(中略)“檻から逃げた猛獣”を捕獲する珍演習」を行った。子どものライオン3頭を使用し30名の飼育員や職員を動員したが⁹³⁾、結果としては「演習想定がほんとなつて親ライオンやら虎が逃げ出した日の大騒動にはチト心細いお手並に見えた」と評されるほど稚拙なものだった⁹⁴⁾。同年9月にも猛獣捕獲訓練を行っているほか、昭和14年7月と10月、昭和15年1月と7月に地元警察や陸軍省統監部と連携し、空襲による爆弾落下を想定した大規模な防空訓練が行われている⁹⁵⁾。また、職員も防空訓練の知識を学ぶため、時局防空必携東京市区特設防護団訓練実施資料を常に所持し、神田区役所などで行われた防空に関する講演会に足を運んでいたり、警視庁保安衛生部の職員が来園し、空襲下における動物の取り扱いについて懇談を重ねたりと、防空に関する相互伝達を密に行っている⁹⁶⁾。また、同時期における民間防空の意識として、焼夷弾や空襲の脅威が毒ガス弾に対する脅威と比べて希薄だったのに対し⁹⁷⁾、動物園ではその特徴から、焼夷弾や空襲に対する防空意識が早くから根付いていたことがうかがえる。

昭和16年9月7日、ベルリン動物園でイギリス軍の空爆によってゾウやラクダ、飼育員が多数戦死する事故が起こった。しかし、メディアは日本の園内の動物は「古賀園長を隊長とする園内防護団の数回に渡る訓練でもうすつかり馴れ真暗な灯火管制下でも寝小屋でグウグウ高いびき」をかくほど落ち着いているし、「万一の場合に備へて玉綱や罌、それに非常手段用として銃も毒薬も用意されてゐるからチツとも心配は要りません」と報じた⁹⁸⁾。これらの防空訓練は、大東亜戦争勃発後も頻繁に行っているが、こうした訓練に対し、福田三郎は後年「何と馬鹿らしい訓練」で「笑話」のような、実践には結びつかないものだったと述べている⁹⁹⁾。また、上野だけでなく地方でも防空演習は盛んに開催され、大阪市天王寺動物園や、神戸市動物園で空襲による火災により脱走した動物の捕獲訓練を行っている¹⁰⁰⁾。名古屋市の東山動物園でも警防団や地元猟友会と協力し繰り返し訓

練を重ねている。しかしこちらも実情は、「無意味に近い」もので、「ジェスチュアとしてやつて居れば、あれだけ警戒をしておることだからというので、みんなも納得するだろう」という実践的效果よりもパフォーマンスの要素が強いものだった¹⁰¹⁾。

以上本節では、戦時体制下における動物園の防空意識について論じた。動物園では日中戦争が勃発し、防空法が制定される昭和12年から灯火管制と消火訓練が実施され、翌昭和13年以降、警察や陸軍省統監部と連携して、空襲や焼夷弾を想定した大規模な防空訓練と動物捕獲訓練が行われた。また動物園の職員と警察が密に連携をとることで防空意識を高めており、一般世論の民間防空意識よりも早く空襲や焼夷弾に対する警戒感があったことが分かった。また、大東亜戦争勃発後も頻繁に訓練は全国の動物園で行われたが、その効果としては稚拙なもので、パフォーマンスの要素が強いものであった。

2 上野動物園における猛獣処分計画と実施

大東亜戦争で日本が劣勢に立たされ始めると、敵軍飛行機からの爆撃で動物園の檻が破壊されることで猛獣が脱走し、入園者や周辺住民へ危険が及ぶ可能性が高まった。そのため事前に動物を毒殺や銃殺によって処分するいわゆる戦時猛獣処分が全国で本格的に検討される。本節では、昭和18年8月に全国で初めて猛獣処分が実施された上野動物園において、どのような過程で処分が計画され、実施されたのか論じる。

前述の通り、第二次世界大戦下のヨーロッパの動物園では、空襲により焼夷弾が動物園にも投下され、大きな被害を受けた。爆撃に際して、ヒョウやライオン、クマやゾウ、ワニなどはヒステリックになり、暴れたり吠えたりしたためにこれらの動物を射殺処分した¹⁰²⁾。上野動物園長の古賀忠道は「ロンドン動物園やパリーのバルサンス動物園に於ては、各種の危険な動物が射殺され、又貴重な動物たちは夫々安全地帯に運ばれた」との認識を示していた¹⁰³⁾。これらの事実を踏まえて行われた昭和15年10月の防空演習では、「古賀園長の指揮で『猛獣中次のものを射殺すべし』黒豹、ライオン、像、熊、ガラガラ蛇等最も危険な九種が盲爆の犠牲となつて射殺——といざといふ時の熱心な演習」を行い¹⁰⁴⁾、空襲が起こった際には、九種類の動物を射殺処分するという前提が示された。古賀は、「我々としては、動物たちを殺さなければならないということは、誠に考へても残念なことであるが、今の処、十分に彼等を保護し得べき設備を持たない以上、

市民に迷惑を掛けることは、どうしてもできないことだし、或ものは、外国に於けると同様の処置が考へられなければならないだらう」と論じており¹⁰⁵⁾、空襲が起きた際には、市民に危害を加える恐れがある動物たちを処分することは止むを得ないと考えていた。

昭和16年8月、園長の古賀忠道の出征に伴い園長代理の座に就いていた福田三郎が、東部軍司令部獣医部から非常時における動物園の対策に関する文書の提出命令を受け、「動物園非常処置要綱」を作成する¹⁰⁶⁾。以下にその一部を抜粋して記す。

動物園非常処置要綱

計画要旨

重大ナル現下ノ時局ニ在リテハ如何ナル変災発生スルヤモ計リ難クヲ以テ万一ノ場合ニ備ヘ危急ニ応ジ誤ナキ処置ヲ期スヘク本計画ヲ樹立ス。

動物園ニ於ケル危険動物ニ対スル逸走、其ノ他ノ危険防止ニ関シテハ、平時ニ於テモ常ニ整備シアリ、即チ鉄檻、鉄柵又ハ地表ノコンクリート防護等ノ嚴重ナル構築、或ハ隔溝等ノ築造ニヨリ、充分ナル防護施設ヲ為シ居ルモ、空襲下ニ在リテハ本計画ニ依リ非常処置ヲナスモノトス。現在、動物ハ多年多額ノ経費ト努力ヲ以テ蒐集保存シ来リモノニシテ、後日ノ入手モ極メテ容易ナラザルモノ多キヲ以テ、軽率ニ之ヲ処置スベキモノニ非ザルヲ以テ充分ナル防護準備ノ上、飼育維持シ已ムヲ得ザルニ至リテ処置スルモノトス。

動物ハ其ノ危険程度ニヨリ、前表ノ通り四種類ニ分類シ処置ノ時期ヲ三期ニ区分シ、ソノ危急ニ応ジ敏速且人心ニ可及的刺戟ヲ与エザル方法ヲ以テ措置スルモノトス。(中略)

二、非常処置実施要項

イ 猛獣等ノ処置方法

- (1) 薬物ニ依ルヲ原則トシ、余裕ナキ場合ハ予メ備付ノ五連式ウインチスター銃(上野二挺、井ノ頭一挺)ヲ以テ銃殺ス。銃殺ハ人心並ニ他ノ鳥獸ニ刺戟多キコトト其ノ効果ノ確実性ハ毒物ニ劣リヲ以テ第二次非常手段トス。

(中略)

ロ 処置ノ時期ト準備

- (1) 第一期 防空下令アリタルトキ

直チニ第一、第二種危険動物ノ処置準備ヲナス。

(2) 第二期 空襲アリタルトキ

第一種、第二種動物処置ノ準備ヲ完了、待機ノ態勢ヲ執リ第三種動物ニ対シテモ処置ノ準備ヲナス。

(3) 第三期 空襲ニ依ル爆撃、火災等ノ危険近接シタルトキ

危険ノ規模、近接ノ程度ニ応ジ第一、第二種動物ヲ順次処置シ、更ニ危険ノ及ブトキハ第三種動物ヲモ順次処置ス。

(中略)

以上

この要綱によると、動物園の動物は多額の経費と努力を費やして収集してきたものであるから、軽率に処置してはいけないとしているが、空襲が発生し爆撃や火災等の危険が近くなった場合は、上野、井の頭、大島に収容している動物を危険度順に四段階に分類し、そのうちの第一種と第二種を処分するとした。第一種に含まれた動物は、ゾウ、ライオン、トラ、ヒョウなど23種52点で、前述の昭和15年10月の防空演習で処置と前提された9種よりも多く設定してある¹⁰⁷⁾。また、処置の方法は毒殺が優先され、余裕がない場合は銃殺での処分とした。その理由として、銃殺は発砲音で園内の人々と鳥類に刺激が多いため、あくまで二次的な手段であることが定められている。福田は、動物園内に銃を扱う飼育員を育成するとともに、陸軍上野憲兵分遣隊の応援を要請し、非常時の動物の銃殺に関する承諾を受けている¹⁰⁸⁾。また、昭和18年5月に名古屋市で開催された日本動物園水族館協会の第4回協議会において、猛獣の処分に関して議論が交わされ、空襲時に猛獣を処分することは了解されており、その対応は各動物園に任せられることとなった¹⁰⁹⁾。

しかし、昭和18年8月16日、大達茂雄東京都長官が井上清公園課長に対し、危険な動物を空襲時ではなく、事前に殺処分することを命令する。井下は動物園存続のため、命令に対し食いが下がったが、大達は敵機の空襲による檻破損によって、興奮した動物が市内に飛び出すことの危険や、空襲時に殺処分を担当する者が動物より先に死んでしまった場合の不安から、事前の処分が必要と判断し、命令が下された¹¹⁰⁾。大達も処分による都民への動揺を憂慮し、この決断には相当迷い続けたが、陸軍や警視庁には告げず、大達の一任によって処分が実行されることが決まった¹¹¹⁾。直前、上野動物園では仙台市動物園へゾウの疎開を検討し、

図表 2 上野動物園における処分動物一覧¹¹²⁾

処置月日	動物名	頭数	遺体の処理	備考
8月17日	ホクマンヒグマ	1	埋没	昭和15年7月高松宮陛下与
〃	クマ	1	埋没	昭和9年11月寄贈
8月18日	ライオン	1	皮晒	昭和10年5月繁殖
〃	ヒョウ	1	剥製	昭和17年7月寄贈
〃	チョウセンクロクマ	1	皮晒	昭和10年11月寄贈
8月19日	ホクマンヒグマ	1	皮晒	昭和15年7月高松宮陛下与
8月20日	チョウセンクロクマ	1	皮晒	昭和18年2月東条英機、杉山元 参謀寄贈
〃	クマ	1	皮晒	昭和10年1月寄贈
8月22日	ライオン	1	剥製	昭和6年陛下賜
〃	ライオン	1	剥製	昭和6年陛下賜
〃	トラ	1	剥製	昭和12年5月購入
〃	チーター	1	剥製	昭和8年11月購入
8月24日	ホッキョクグマ	1	皮晒	昭和6年12月購入
8月26日	クロヒョウ	1	剥製	昭和10年8月購入
〃	ヒョウ	1	皮晒	昭和11年6月交換
〃	ガラガラヘビ	1	埋没	不明
8月27日	ニシキヘビ	1	皮晒	昭和14年3月寄贈
〃	ヒョウ	1	皮晒	昭和11年6月交換
〃	マレーグマ	1	剥製	昭和9年3月ジョホール国王寄贈
〃	クロヒョウ	1	皮晒	昭和18年8月購入
8月29日	アメリカヤギウ	1	皮晒 (頭骨保存)	昭和8年11月正力松太郎寄贈
〃	ホッキョクグマ	1	皮晒	大正15年6月購入
〃	ゾウ	1	皮晒	大正13年10月購入
9月1日	アメリカヤギウ	1	皮晒	昭和14年9月繁殖
9月11日	ゾウ	1	皮は陸軍被服本廠へ寄贈	昭和10年6月シヤム少年団連盟 寄贈
〃	ヒョウ	1	払下	昭和18年3月繁殖
9月23日	ゾウ	1	皮は陸軍被服本廠へ寄贈	大正13年3月購入
	合計	27		

実施直前まで話が進んだが、大達によって中止を命じられている¹¹³⁾。そして8月17日から動物の処置が始まり、図表2はその一覧である。

処置された動物は14種27点にのぼり、中には天皇陛下から下賜された動物や、東条英機や杉山元から軍用品として寄贈された動物も含まれている。処置の方法は事前に作成された動物園非常処置要綱の通りに毒殺された動物もいたが、毒を上手く飲みこまず、最終的に銃殺や絞首、絶食により殺処分した動物のほうが多かった。

以上、本節では上野動物園における戦時に行われた猛獣処分の計画と実施につ

いて考察した。第二次世界大戦の空襲時におけるヨーロッパでの動物処分をもとに、上野動物園でも動物の処分は止むを得ないと考えており、空襲時に処分する動物のリストと手順を記した要綱を作成した。しかし大達茂雄東京都長官の命令で、空襲時ではなく事前に殺処分することが決定された。戦後ベストセラーとなった『かわいそうなぞう』は、軍の命令によるものではなく、実際には軍や警視庁にも話を通さずに、大達の一任で決められたものであった。

3 猛獣処分の全国への波及と効果

本節では、上野動物園で猛獣処分が行われた後、猛獣処分が全国の動物園へどのように波及していき、それを一般大衆にどのように報じられたのかを紹介する。

上野動物園での処分後、その情報は間もなく全国の動物園にも伝えられた。そこで東山動物園園長の北王英一が、昭和18年9月8日に今後の善後策として動物園長会議を神戸市で開いた。時局柄、参加したのは東山、大阪、京都、神戸、高松、宝塚の6園に過ぎなかった。そこでは、「我々としては、行き過ぎをやらないように心しようじやないか。それには横の連携を保つて歩調を揃え（中略）猛獣舎の設備を更に頑丈にして、防空演習などの非常対策を強化すること。市民に対しては、どんな事態に立ち至つても、決して動物などを逃がさないということを宣伝して、猛獣の延命策を講ずる」ということが申し合わされた。

この会議に参加していた大阪市の天王寺動物園は、会議前の昭和18年9月4日に大阪市から猛獣の事前処分の命令を受けている。元々大東亜戦争勃発直後に、「危険性ある動物類を二種に分ち、空襲警報発令後敵機来襲が確実に認められた時期を期して一斉にこれら第一次の猛獣類を射殺する」方針をとっていた¹¹⁴⁾。上野の非常処置要綱と異なり二種類の分類、毒殺ではなく射殺が手段として選ばれていた。大阪市は猛獣の事前処分に関して、飼育されている猛獣が子供への慰安となっていたことや、学術上貴重な動物だったことから判断に慎重姿勢をとっていたが、「激烈なる航空決戦はいついかなる時に不測の災害を惹起するやも測り難い情勢とも睨み合せ、いよいよ涙を拭つて近く処分することに決定」した¹¹⁵⁾。天王寺動物園の園長の寺内信三は、陸軍第四師団獣医師部の大尉としての軍籍があった関係上、軍司令部から戦況を聞き、空襲必至直前まで猛獣を生き長らえさせ、処分する点数を少なくしようと苦心する。結果、猛獣処分は「できるだけ穏便な方法で（中略）御馳走を与へて名残りを惜しんだのち処分する」こととなり¹¹⁶⁾、約半年かけて行われ、10種類26点をほとんどが毒殺で処分された¹¹⁷⁾。

図表3 全国での戦時猛獣処分の実行¹¹⁸⁾

処分開始年月	動物園（都道府県）	個体数	個体名
昭和18年8月	上野（東京）	27	ライオン、トラ、ヒョウ、クマ、ゾウ等
昭和18年9月	井之頭（東京）	6	ホッキョクグマ、ラクダ等
昭和18年9月	天王寺（大阪）	26	ライオン、トラ、ホッキョクグマ、ヒョウ等
昭和18年9月	到津（福岡）	4	ライオン、トラ、カバ
昭和18年10月	鴨池（鹿児島）	15	ライオン、クマ、ワニ等
昭和19年1月	熊本（熊本）	15	ライオン、トラ、ヒョウ、オオカミ等
昭和19年3月	仙台（宮城）	12	ライオン、シロクマ、ヒグマ等
昭和19年3月	宝塚（兵庫）	不明	不明
昭和19年3月	京都（京都）	13	ライオン、トラ、ゾウ等
昭和19年4月	高松（香川）	不明	ライオン等
昭和19年5月	福岡（福岡）	不明	ライオン、ゾウ等
昭和19年7月	神戸（兵庫）	20	ライオン、トラ、ホッキョクグマ、ヒョウ等
昭和19年12月	東山（愛知）	7	ライオン、ヒョウ、トラ等

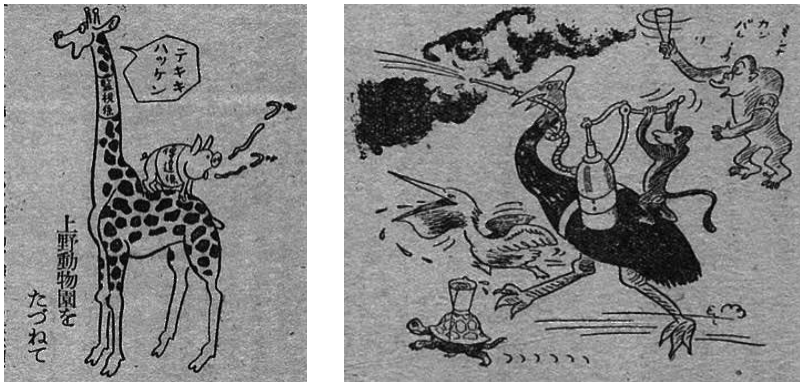
以降も全国的に猛獣の処分は展開されていく。熊本市動物園では飼料不足と空襲による脱走の危険性から陸軍第六師団から処置命令が下された¹¹⁹⁾。仙台市動物園では、大東亜戦争勃発後から修学旅行の中止にともなう観客数減少で赤字が急速に膨らみ、市議会でも動物園存続について度々質問があった。その結果昭和19年3月2日の議会で銃殺処分が決定され、銃殺による処分が実行されている¹²⁰⁾。京都動物園は「工業地帯も少ないので」猛獣類も多種揃っていたが、昭和19年3月12日、動物園の防空訓練の際に陸軍第16師団参謀長から猛獣の事前処分を命令される¹²¹⁾。翌13日から参謀長、警察部長、京都市役員等立ち合いの中、ゾウは飼育員の懇願で処分を免れたが、ライオン等14点が射殺された¹²²⁾。名古屋市東山動物園では、園長の北王が「檻が壊れるなんてことは決してない。直撃弾でもあたれば別だが、こんな時には猛獣だつて生きていられるはずはないから、危険の恐れは絶対はない」と処分に踏み切らなかった¹²³⁾。しかし、昭和19年11月に名古屋の空襲が本格化すると、地域住民から「早く猛獣を処置してもらいたい」という投書が舞いこみ、動物園の警護にあっていた地元警防団に属する猟友会メンバーからも射殺を懇願される事態となる。そして昭和19年12月13日、名古屋へ大空襲が発生すると北王園長は処分を決断、他の動物園とは異なり、空襲中にライオン、ヒョウ、トラ、熊の計7点が射殺処分された¹²⁴⁾。この時、前述のとおりゾウ2頭は北王と親交の深かった陸軍獣医の三井高孟大尉の計らいによって処分を免れ、戦後まで生き延びている。このように上野に端を発した猛獣

処分は、ほぼ全国の動物園において実施された。しかし、その処分の時期と方法は各動物園の判断に任されていた。空襲の危険性が本格化すると、市や軍、地域住民からの要望で処分が実行されることとなるが、国から動物園に処分の命令が下されたことはなかった。

次に、猛獣処分の報じられ方や効果について論じる。上野動物園での猛獣処分は秘密裏に実行されたため、猛獣が徐々に園内から減っているのを不思議に思った市民の間に、敵のスパイが猛獣を殺害したのではないかという噂が流れた¹²⁵⁾。猛獣処分後の最初の一報は処分の開始から約二週間後の9月3日の朝刊であり、「いつ敵機の来襲あるやも知れず、強い衝撃を受けた場合或ひは野生に還つて狂乱状態となり恐るべき本性を現はさないとも限らないので(中略)懇切丁寧な方法で死に至らしめる措置をとつた」と報じ、井下は「今回の処置を取ったことについて当局の胸の内をご了解いただきたい」と発表した¹²⁶⁾。報道後は、全国から哀悼の手紙が上野動物園に大量に届いており¹²⁷⁾、新聞で何度も紹介されている。中には「きつと仇はとつてやる」や、「アメリカ、イギリスをぶつつぶす、ライオンのかたきを、きつととつてあげませう」と、激しい言葉でアメリカ、イギリスへの敵愾心を強調する文言で報じられている¹²⁸⁾。雑誌上でも処分された猛獣のことを「米英のため惜しくも玉砕した」と表現し、残った動物たちが猛獣の分まで、食糧増産や防空訓練をすることで「かたきをうつ」という内容の児童文学が、索敵をするキリンや消火活動に励む動物たちの挿絵と合わせて掲載された(図表4)¹²⁹⁾。このように新聞、雑誌上では処分された猛獣たちを惜しみつつ、アメリカやイギリスへの敵愾心を強く表現した。

上野動物園に対し猛獣処分後処分の命令を下した大達は、「可愛相なことをしたんだから慰霊祭でもやつてやらうぢやないか」と9月4日に大々的な慰霊祭を実施している。慰霊祭には大達、井下のほかに浅草寺の大森大僧正や地元の国民学校の生徒ら多くが参加し、処分された動物は「時局捨身動物」と表現され、慰霊碑が建立された。処分し終えた動物たちは、陸軍獣医部に解剖された。担当した市川収陸軍獣医は「多くの新発見となり、動物学上参考となる」うえに、「大東亜戦争で新たに軍用動物として皇軍の御役に立つ同族どもに関する知識」を増すことができ、「死は無駄ではなかった」と述べている¹³⁰⁾。解剖後はほぼすべての動物が皮晒か剥製にされ、動物園内の猛獣舎に保管され、一般の観覧に供した¹³¹⁾。全国の動物園でも、処分された後に慰霊祭を各地で実施している。処分後は上野のように剥製になったものもあるが、多くは皮等が陸軍に接收され、軍

図表4 『週刊少国民』に掲載された挿絵



服や靴に使用された。熊本のようにゾウが食用肉として陸軍に献上されることもあった¹³²⁾。また、仙台市動物園や甲府市動物園のように猛獣を処分後、空襲によって園内が全壊した例もあった。両園は動物もすべて爆撃によって全滅したため、脱走した動物が一般市民に被害を及ぼすことはなかった。また、上野でも昭和20年の空襲でかつてのゾウ舎が焼失し、大阪でも施設が猛獣舎を含む17棟が被害に遭っていることから¹³³⁾、猛獣が生きていたら脱走していた可能性も否めず、事前の猛獣処分が単に悲劇ではなく効果があったと言ってもよい。

以上、本節では猛獣処分の全国への波及や、処分の報じられ方と遺体の処理について論じてきた。上野での処分後に行われた全国園長会議では、猛獣の処分について延命策を講ずることを確認した。しかし、戦局の悪化に伴い空襲の本格化が迫ると、市議会や陸軍、地域住民などから猛獣の処分要請が全国各地の動物園へ届くこととなり、処分を行う。処分する動物や方法、時期は各園に委ねられ、国家が動物園に対して直接命令を下したわけではなかったことが分かった。また、一般大衆への報道は、処分された猛獣を惜しみつつアメリカ、イギリスへの敵愾心を煽る文言で報道した。全国的にも処分された動物に対する慰霊祭を実施し、剥製や皮晒標本となって再び一般大衆の前に公開されるか、毛皮や食肉として陸軍に供出されたことが分かった。

V 結 語

本論文では、昭和初期から大東亜戦争終結までの動物園の運営について、上野動物園を中心に論じてきた。

第Ⅱ章では、動物園がどのような目的を持って運営されてきたのかを時局の変化との関連で論じた。戦前期における動物園は、教育施設としての機能を備えながらも、主に娯楽やレクリエーション性に特化し運営されてきた。入園者も増え、全国で動物園が建設され、動物園の繁栄の時代だった。しかし昭和12年に日中戦争が勃発すると、動物園の運営に対し軍事色が強くなった。運営方針もそれまでの娯楽施設から、科学知識や生態学の普及施設、そして市民の娯楽施設としての役割を担うようになった。さらに大東亜戦争が勃発し戦況が悪化すると、軍用動物の普及や家畜動物の飼育を一般大衆に教育する施設として、戦争末期になると園内の敷地や動物を利用し、毛皮や食料を供出する機関としての運営を余儀なくされた。このように、時局が変化するにつれ動物園は運営方針を転換させていき、動物園の存続が図られたことが分かった。

第Ⅲ章では、戦時下における動物や飼料の入手、施設の維持などがどのように行われたかを論じた。海外の動物園との交換や天皇陛下からの下賜、国内の実業家からの寄贈によって昭和前期は動物拡充を行っていたが、戦時下においてはこれらが減少し、代わって繁殖や軍部を通じた動物拡充が盛んに行われた。一方で飼料集めは困難を極め、早くから代用食が導入された。大東亜戦争勃発後は、一般市民の非難を受けながらも銃後の施設として運営を続けるため、厨芥や園内での開墾による飼料作りに励んだ。また、飼料面でも非公式ながらも軍部の援助を受けていることが確認された。このように軍部は動物園を統制することはせず、むしろ動物や飼料を提供しており、戦時において動物園は軍部の援助がなければ運営を続けることが困難だったことが分かった。また、飼料不足のほかに、鉄材や石炭、飼育員の不足や相次ぐ空襲により施設の維持運営が困難になった動物園も存在したが、上野のように終戦まで運営が続けられた動物園もあったことが分かった。

第Ⅳ章では、動物園における防空対策と昭和18年8月以降に全国で実施されてきた猛獣処分の過程とその効果について論じた。まず、動物園の防空対策については、日中戦争が勃発した頃から灯火管制と消火訓練が実施され、昭和13年以降、

空襲や焼夷弾を想定した大規模な防空訓練と動物捕獲訓練が行われており、一般世論の民間防空意識よりも早く空襲や焼夷弾に対する警戒感があったことが分かった。空襲による被害が現実になると、上野動物園でも動物の処分は止むを得ないと考えるようになり、空襲時に処分する動物のリストと手順を記した要綱を作成した。しかし、空襲時ではなく事前に殺処分することが、軍や警視庁にも話を通さずに、大達茂雄東京都長官の一任で決められ処分が実行された。この猛獣処分は全国的に波及した。戦局の悪化に伴い空襲が本格化すると、市議会や陸軍、地域住民などから猛獣の処分要請が全国各地の動物園へ迫られることとなり、処分を余儀なくされたのである。このように、戦後に描かれ広く認識されたような軍部による命令はわずかな側面であり、地域によって命令主体は異なっており、国や軍部が動物園に対して直接命令したわけではなかった。また、それらの猛獣処分は新聞などで、処分された猛獣を惜しみつつアメリカ、イギリスへの敵愾心を煽る文言で報道がなされた。全国で処分された動物に対する慰霊祭が実施され、剥製や皮晒標本となって再び一般大衆の前に公開されるか、毛皮や食肉として陸軍に供出されたのである。

- 1) 佐々木時雄『動物園の歴史—日本における動物園の歴史—』（西田書店、昭和50年）。
- 2) 戦時下における動物園の運営に関する先行研究は、佐々木時雄『動物園の歴史—日本における動物園の歴史—』（西田書店、昭和50年）、石田戡『日本の動物園』（東京大学出版会、平成22年）などがあるが、いずれも生物学的見地からの考察が主眼であり、政治や軍部との関係を絡めた記述は少ない。
- 3) 福田三郎『実録 上野動物園』（毎日新聞社、昭和43年）。当時の上野動物園園長である古賀忠道が昭和16年7月29日に応召され、園長職が空位となったため、福田が園長代理として同年8月1日付で就任した。
- 4) 当時上野動物園は職責上、園長という役職は存在しなかった。黒川は宮内省の技師で、動物園主任というのが実際の役職であり、東京市に移管された後もしくは園長の職責は置かれなかった。そのため黒川は退任する昭和8年1月まで東京市技師として動物園の指揮にあっていた。職制上正式に園長が置かれたのは昭和12年3月で、古賀忠道が初代園長に就任した〔井下清「市民生活と動物園」(『市政週報』昭和17年3月21日号)〕。
- 5) 東京都『上野動物園百年史・資料編』（第一法規出版、昭和57年）。
- 6) 明治17年8月1日生まれ。東京市の公園課長を経て、昭和21年母校東京農大の教授。日本造園学会長、東京都公園協会理事長なども務め、70年近く東京の公園行政にかかわった。大正14年7月から欧米へ公園視察を約1年間行い、帰国後か

ら上野公園及び動物園の改良に寄与する。

- 7) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 8) 前掲、『動物園の歴史—日本における動物園の歴史—』。
- 9) 熊本動物園『熊本動物園要覧』(熊本市、昭和13年)。
- 10) 大阪市『大阪市政』(大阪市、昭和11年)。
- 11) 大阪市産業部観光課『紀元二千六百年の大阪』(大阪市、昭和15年)。
- 12) 特に大阪市動物園ではチンパンジーによる曲芸が大人気を博した。昭和6年度の入園者数は106万人であったが、チンパンジーが収容され曲芸が人気となる昭和9年には250万人の入園者を数えた。同年の上野動物園の入園者数が168万人であるから、この爆発的な人気がかがえる(大阪市天王寺動物園『大阪市天王寺動物園70年史』大阪市、昭和59年)。
- 13) 筒井嘉隆「動物園事業の打開策」(『市務改善に関する論文集』大阪市、昭和11年)。
- 14) 川村多實治「動物園の職能と様式」(『文藝春秋』昭和11年3月号)。
- 15) 川村は「動物園の職能と様式」の中において、あくまで公営の動物園に対しては科学の通俗教育施設としてあるべきだとしており、交通会社が営利の目的で作る動物園や動物の曲芸を見せる娯楽場所が必要ならば、それはそれで作ればよいと付記している。
- 16) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 17) 岩田西介「動物園の四季—春夏の巻—」(『文化映画』(映画日本社、昭和17年4月号)。
- 18) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 19) 同上。
- 20) 古賀忠道「動物園の行き方」(『政界往来』昭和16年1月号)。
- 21) 古賀忠道「時局下の動物園」(『旅』昭和15年9月号)。
- 22) 前掲、「市民生活と動物園」。
- 23) 「自然文化園の開設(2) 種々の長所 古川晴男」(『朝日新聞』昭和17年5月23日)。
- 24) 東京都建設局『井の頭自然文化園50年の歩みと将来<資料編>』(東京都、平成3年)。
- 25) 前掲、『上野動物園百年史・資料編』。
- 26) 日本動物園水族館協会は、昭和14年11月に発足された全国の動物園及び水族館の発展振興と、動物愛護精神の普及を図る目的で結成された協力団体である。全国の動物園16館、水族館3館が会員となり初代会長は公爵の鷹司信輔が務めた。毎年定例の総会、園館長協議会、研究発表会などを開催したが、昭和19、20年は中止されている。戦後、昭和21年5月に活動を再開している。
- 27) 日本動物園水族館協会『日本動物園水族館協会75年史：1939年—2014年』(日本動物園水族館協会、平成28年)。
- 28) 東山動物園『東山動物園要覧』(東山動物園、昭和18年10月)。
- 29) 辻敬二「戦時動物園の使命」(『動物文學』昭和18年12月号)。

- 30) 西出健之助「戦時動物園の飼料」(『動物文學』昭和18年12月号)。
- 31) 茂田井武「戦ふ動物園」(『大衆文芸』昭和19年4月号)。
- 32) 「野草はこうして食べる」(『朝日新聞』昭和19年5月8日)。
- 33) 「家庭菜園の講習会」(『朝日新聞』昭和19年6月26日)。
- 34) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 35) 前掲、『実録 上野動物園』(毎日新聞社、昭和43年)。
- 36) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 37) 同上。
- 38) 「とりかはされる日米動物の使節 米國から野牛—日本からうしうまを 共に兩國の寶玉の動物！」(『よみうり少年新聞』昭和6年6月14日)。
- 39) 前掲、『大阪市天王寺動物園70年史』。
- 40) 前掲、「時局下の動物園」。
- 41) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 42) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 43) 同上。
- 44) 「白蛇一番 純國産の珍品」(『読売新聞』昭和7年6月5日夕刊)。
- 45) 「エチオピアからの珍客 聖上に御贈進のライオン 29日、上野動物園に着」(『読売新聞』昭和6年11月28日)。
- 46) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 47) 「愛嬌者のペンギン君 フロツク姿で けふから動物園にお目見得」(『読売新聞』昭和7年8月14日、朝刊7面)。
- 48) 古賀忠道「動物園の戦時色」(『旅』昭和16年11月号)。
- 49) 「わに君のお興入 軍艦岩手で持て余されて、あす上野動物園へ」(『東京朝日新聞』昭和3年3月1日夕刊)。
- 50) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 51) 同上。
- 52) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01000759000、昭和17年「陸亜密大日記 第50号 1/2」(防衛省防衛研究所)」。
- 53) 「満州から可愛い慰問品 猪と熊がお目見得」(『朝日新聞』昭和18年2月7日、朝刊3面)。
- 54) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 55) 上野動物園では、猛獸飼料用のヤギを都内の公園で飼育させた。お台場、恒春園、芝離宮、新月島、日比谷公園、皇居外濠、瑞江葬儀場など、ヤギの飼料である青草が生えている公園や敷地が利用された(前掲、『実録 上野動物園』)。
- 56) 「上野動物園でも國策銃後の代用食 ライオンも虎も魚肉に舌つづみ」(『読売新聞』昭和13年7月28日朝刊7面)。
- 57) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 58) 前掲、「時局下の動物園」。
- 59) 「動物園のお賢者さま」(『写真週報』170号、昭和16年5月)。

- 60) 「[ニュース教室] 皆さまに知っていただく！」(『読売新聞』昭和13年7月31日)。
- 61) 日の丸弁当は、昭和14年から国民精神総動員の興亜奉公日の一環として推奨された。それまでの一汁三菜から、戦地で戦う兵士を思い、銃後においても粗食に努めるようになった。
- 62) 「鯖に手を出すライオン君 コンドル先生は贅沢だ！ 動物園代用食風景」(『読売新聞』昭和14年2月18日)。
- 63) 同上。
- 64) 前掲、『日本動物園水族館協会75年史：1939年—2014年』。
- 65) 前掲『実録 上野動物園』。
- 66) 圧搾馬糧とは、陸軍が軍馬用に用意していた飼料を強い圧力をかけることで小さくしたもの。上野動物園では飼育員が陸軍糧秣廠に傷んだ圧搾馬糧があるのを聞きつけ、7千貫(約26,500キログラム)を購入し、戦時中の主力飼料として利用した。
- 67) 同上。
- 68) 福田三郎『動物園物語』(駿河台書房、昭和27年)。
- 69) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 70) 前掲、『動物園物語』。
- 71) 前掲、「戦時動物園の飼料」。
- 72) 同上。
- 73) 甲府市「甲府市史 通史編 第3巻」(甲府市、平成2年)。
- 74) 「(ぞう列車は走る 戦後60年：上) 軍紀破り、守った命」(『朝日新聞』平成17年12月13日)。
- 75) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 76) 高島春雄「夏の上野動物園」(『旅』新潮社、昭和18年7月号)。
- 77) 前掲、『上野動物園百年史・資料編』。
- 78) 前掲、『動物園物語』。
- 79) 前掲、『上野動物園百年史・資料編』。
- 80) 福田三郎「猛獣のゐない動物園」(『科学画報』誠文堂新光社、昭和19年3月号)。
- 81) 同上。
- 82) 吉田平七郎「京・阪・神に拾ふ」(『科学画報』誠文堂新光社、昭和19年3月号)。
- 83) 「敵機退散 市民の訓練見事 一瞬・暗黒の街 鉄壁陣の空の護り／1000の局員活躍 蒲田の架橋作業 高井戸校を爆撃 鹿君ビックリ！」(『朝日新聞』昭和12年9月16日)。
- 84) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 85) 「食糧増産にも一役 戦前へ急ぐ面目一新」(『読売新聞』昭和20年8月30日)。
- 86) 前掲『実録 上野動物園』。
- 87) 前掲、『日本動物園水族館協会75年史：1939年—2014年』。
- 88) 『かわいそうなぞう』は、昭和26年に発表され、昭和45年に金の星社から絵本化し、これまで発行部数を220万部まで伸ばしている。学校図書株式会社、教育出

版株式会社から出版された小学2年生向けの国語教科書に採用され、それぞれ昭和49年から昭和61年まで使用された〔長谷川潮『児童戦争読み物の近代』（久山社、平成11年）〕。

- 89) 『かわいそうなぞう』の本文中で、「軍隊の命令で、ライオンらも、豹も、熊も、大蛇も、毒薬を飲ませて殺したのです。いよいよ三頭の像も殺されることになりました」という表記がある。
- 90) 古賀忠道「戦争と動物園」（『文藝春秋』、昭和15年9月号）。
- 91) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 92) 昭和11年7月24日深夜、わずかに開いていた檻からクロヒョウが脱出した事件。動物園は臨時休園となり、東京市公園課、上野警察署、上野憲兵分隊、軍用犬協会、日本犬保存会の合計700人を動員し、搜索の結果、翌25日午後に発見し捕獲した。この事件は東京市に混乱を引き起こし、翌日の新聞紙面を賑わせ、二・二六事件、阿部定事件と並ぶ昭和11年の三大事件とまで言われた。上野動物園は、この事件の翌週にもシカの脱走事件も起こしており、相次ぐ不祥事の責任として、古賀忠道は過怠金5円の行政処分、福田三郎はけん責処分を受けている（前掲、『上野動物園百年史』）。
- 93) 「ライオン3頭脱走す！ 動物園で非常時の逮捕訓練」（『東京朝日新聞』昭和13年7月26日）。
- 94) 「これでもライオンですゾ “敵機空襲”の想定のもとに 上野動物園で珍猛獣狩り」（『読売新聞』昭和13年7月26日）。
- 95) 「猟銃や捕獲網大活動 動物園に爆弾、忽ち猛獣逃走 物々し警備陣展開」（『東京朝日新聞』昭和14年10月28日夕刊）。前掲、『実録 上野動物園』。
- 96) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 97) 玉井清編『戦時日本の国民意識—国策グラフ誌〈写真週報〉とその時代—』（慶應義塾大学出版会、平成20年）。
- 98) 「空襲に猿狂乱 ベルリン動物園の惨話／訓練に馴れた上野の猛獣たち」（『読売新聞』昭和16年9月10日夕刊）。
- 99) 前掲、『動物園物語』。
- 100) 秋山正美『動物園の昭和史 おじさん、なぜライオンを殺したの 戦火に葬られた動物たち』（データハウス、平成7年）。
- 101) 北王英一『動物園の悲劇』（岩波書店、昭和30年）。
- 102) 大澤吉次郎「戦争と動物園」（『戦争の側面研究』国際事情研究会、昭和16年）。
- 103) 前掲、「戦争と動物園」。
- 104) 「夜襲に不眠の陣／市民に外出止通達／猛獣は射殺せよ」／洲崎に時計爆弾／男の炊出し部隊／ここに「闘う母」／8000の観衆避難」（『東京朝日新聞』昭和15年10月5日）。
- 105) 前掲、「動物園の戦時色」。
- 106) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 107) なお、第二種にはサルやシカ、キリンやオットセイが指定され、東京市内の3

園合計で25種220点の指定がされている。

- 108) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 109) 前掲、『大阪市天王寺動物園70年史』。
- 110) 大達茂雄伝記刊行会『大達茂雄』昭和31年。
- 111) 同上。
- 112) 上野動物園『うえのどうぶつえんのあゆみ 最近の20年を主として』昭和37年。
- 113) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 114) 「猛獣類は処分 天王寺動物園でも」(『朝日新聞・大阪版』昭和18年9月4日夕刊)。
- 115) 同上。
- 116) 同上。
- 117) 前掲、『大阪市天王寺動物園70年史』。
- 118) 仙台は仙台市「宮城県仙臺市事務報告書並財産表 昭和19年」、天王寺は前掲『大阪市天王寺動物園70年史』、京都は前掲『京都岡崎動物園の記録』、鴨池は井上岩夫『思い出の鴨池動物園』(黙遙社、昭和61年)、その他は前掲『上野動物園百年史』をもとに作成。
- 119) 前掲、『上野動物園百年史』。
- 120) 仙台市交通局『仙台市交通事業五十年史』(仙台市交通局、昭和53年)。
- 121) 滝沢晃夫『京都岡崎動物園の記録』(京都市動物園、昭和56年)。
- 122) 同上。
- 123) 前掲、「動物園の悲劇」。
- 124) 同上。
- 125) 前掲、『大達茂雄』。
- 126) 「お馴染の“雄姿”皮に残して 時局に殉じた猛獣の慰霊祭」(『読売新聞』昭和18年9月3日)。
- 127) 前掲、『実録 上野動物園』。
- 128) 「“象さん、仇はとってやる” 命捧げた猛獣にヨイコの決意」(『朝日新聞』昭和18年10月5日夕刊)。
- 129) 小島久朗、横井福次郎「動物の勝ちぬく常会」(『週刊少国民』昭和19年11月号)。
- 130) 「明かされた“鼻の秘密” 動物園の象クン達を解剖」(『朝日新聞』昭和18年12月11日)。
- 131) 「剥製となってお目見得 マライの熊豹獅子の3君」(『朝日新聞』昭和18年11月26日夕刊)。
- 132) 「(声) 語りつぐ戦争 象肉に食傷した悪夢の時間」(『朝日新聞』平成22年4月19日)。
- 133) 前掲、『日本動物園水族館協会70年史：1939年—2014年』。

近代日本における「漫画映画」の受容と展開

丹伊田珠里

(玉井研究会 4年)

はじめに

I 近代日本における「漫画映画」の定着

- 1 近代日本の映画市場と「漫画映画」の渡来
- 2 米国製漫画映画の評価
- 3 小 括

II 「漫画映画」と映画検閲

- 1 近代日本における映画検閲
- 2 『検閲時報』の分析
- 3 デイズニー作品の検閲
- 4 小 括

III 海軍の映画政策と「漫画映画」

- 1 海軍の漫画映画への関心
- 2 1930年代の宣伝と映画
- 3 海軍の映画宣伝の目的
- 4 小 括

おわりに

はじめに

近年、日本のアニメーションは世界的に注目を集め、政府も政策の一環でアニメ産業に投資をしている¹⁾。その発展に寄与した人物としては手塚治虫が著名であり、彼が米国製アニメーションの影響を受けたことはよく知られている。ミッキー・マウスをはじめとした米国製アニメーションは、現在も日本で根強い人気を誇る。一方で、その人気が戦前の日本にも存在したという事実は、あまり知ら

れていない。当時「漫画映画」と呼ばれたアニメーションは、早い段階から日本に輸入され、海軍のプロパガンダにも利用された²⁾。

日本におけるアニメーション研究は多く存在する。その通史については山口且訓と渡辺泰の『日本アニメーション映画史』が詳しい³⁾。佐野明子は1928～1945年のアニメーションに関する言説調査を行っている⁴⁾。また、萩原由加里は、国産アニメの父といわれる政岡憲三について研究している⁵⁾。しかし、これらの先行研究は、アニメ製作者や大衆の反応に着目している場合がほとんどである。すなわち、近代日本の政府が「漫画映画」をいかに評価したかについてはあまり論じられない。本論文では、その点に着目し、アニメーションという「文化」に対する日本政府の姿勢と、その発展を明らかにしたい。

第Ⅰ章では近代日本での漫画映画の定着について概要を述べ、第Ⅱ章では内務省による受容を考えるために、米国製漫画映画に対する検閲の史料を分析し、第Ⅲ章では海軍による「漫画映画」の利用について検証する。これらを通じて「漫画映画」が近代日本政府にいかに入力されたのかを探ることが、本論文の目的である。

I 近代日本における「漫画映画」の定着

1 近代日本の映画市場と「漫画映画」の渡来

まず、近代日本の映画をめぐる状況について確認したい。明治維新、日清・日露戦争を経て、日本は近代国家として頭角を現した。産業が発達し、インフラが整備され、東京や大阪を中心に都市が形成された。こうした都市において消費文化が活発化し、映画が発展した⁶⁾。当初、映画は歌舞伎や寄席と同じ見世物の一環であった。日本で最初の映画館は、1903年に芝居小屋を改装した浅草電気館とされる⁷⁾。以後、映画は独立した娯楽として扱われるようになった。そして、日米開戦直前の1941年には、日本はアジア有数の映画大国になっていた⁸⁾。ただし、映画館の暗い空間が「非行の温床」とされ、映画は「低俗文化の一つ」だった⁹⁾。観客の大多数は20歳代までの青少年で、1935年の時点で全体の22%を小人が占めていた¹⁰⁾。入場料は20銭、短編映画の専門館では10銭が多かった¹¹⁾。当時の映画は邦画と洋画に分類されたが、一般的なのは邦画であった¹²⁾。一方で、洋画の輸入方法は2つ存在し、日本の輸入配給業者が買い入れるものと、外国の映画会社が日本支社を介するものであった¹³⁾。当初は前者に依存していたが、1916年にユ

ニヴァーサル映画社が東京支社を設立すると、他社も追随した¹⁴⁾。

さて、世界初のアニメーションとしてよく言及されるのは、米国のジェームズ・スチュアート・ブラックトンによる『愉快な百面相』*Humorous Phases of Funny Faces* (1906年)である¹⁵⁾。日本初の国産漫画映画の製作は1917年とされるが、漫画映画は1910年代には既に輸入されていた¹⁶⁾。しかし、1920年代までの漫画映画は添え物程度の扱いで、「批評に値する」とされるのは、トーキー、すなわち、音声付きの作品からである¹⁷⁾。

1928年11月、ウォルト・ディズニー製作の『蒸気船ウィリー』*Steamboat Willie* が米国で大成功を収め、アニメーション業界をトーキー化へと導いた¹⁸⁾。こうしたトーキー漫画映画が初めて日本に輸入されたのは1929年で、7月23日にユニヴァーサル社の*The Fishing School* (1929年)と*The Wicked West* (1929年)が内務省の検閲を通過している¹⁹⁾。ただし、最初に公開された作品は、1か月後に検閲を通過し²⁰⁾、9月5日に封切られたフライシャー兄弟の『螢の光』*Ye Olde Melodies* (1929年)とされている²¹⁾。なお、『蒸気船ウィリー』も米国公開の翌年には日本で上映された²²⁾。そして、1930年代には、米国製漫画映画が大量に流入した。時を同じくして、映画館にはトーキー設備が徐々に増えつつあった²³⁾。1932年頃からは「漫画短編大会」、すなわち映画館で短編漫画映画を数本まとめて上映する催しが流行した。この事実は、漫画映画が「添え物」ではなく、集客の「目玉商品」として価値を見出されるようになったことを示唆する。1933年には、漫画大会は確実に収益を上げる番組編成として定着したのである²⁴⁾。

当時、国産漫画映画も製作されていたが、海外製のものに技術面や内容で後れをとっていたため²⁵⁾、人気の面では負けていたとされる²⁶⁾。こうした作品の魅力のほかにも、米国製漫画映画が流行した要因としては、次の2つが考えられる。1つは、漫画とトーキー技術との相性である。日本では、「言葉の壁」に阻まれ、トーキー映画の定着が遅れていた。しかし、「漫画」は登場人物の動きやそれに合わせた音声で観客を楽しませるため、言葉や文化を超えた「普遍性」を持ち合わせていた²⁷⁾。漫画映画を通じ、日本人はトーキーという最先端技術を堪能することができたと考えられる。2つ目は、興行コストの低さである。欧米のアニメーションは海外にプリントフィルムを大量に輸出する薄利多売の方法で利益を確保していた²⁸⁾。対する国産漫画映画は、国内の需要だけで資金回収を迫られたため、割高であった。ゆえに、多くの興行主が海外製漫画映画(割安かつ質が高い)を選択するのは、合理的な選択であったといえる²⁹⁾。

2 米国製漫画映画の評価

米国製漫画映画の国民による支持は、先述した「漫画短編劇場」の流行からも確認できる。ミッキー、ポパイ、ベティ・ブープなどのキャラクターは人気を集め、雑誌・新聞・広告などに登場した。なかでもミッキーのメディア露出は突出して多かったという³⁰⁾。例えば、1936年元旦の『東京朝日新聞』には、米国特派員がウォルト・ディズニーと会見した記事が掲載された³¹⁾。ほかにも、ミッキーや『シリー・シンフォニー』*Silly Symphony* は³²⁾、子供向けの雑誌や³³⁾、新聞の特集³⁴⁾に登場した。童話作家の村岡花子の作品にも取り入れられている³⁵⁾。ディズニーに関して興味深いのは、製作者たるウォルト・ディズニーも頻繁にメディアに取り上げられる点である³⁶⁾。

日本において、米国製漫画映画は大衆の人気を獲得すると同時に、業界内でも高い評価を得ていた。例えば、『シリー・シンフォニー』は『キネマ旬報』の1933年の外国映画ベストテンで第4位に選出された³⁷⁾。新聞の映画欄のなかでも辛口批評で最も信用があったという『東京朝日新聞』の「新映画評」でも³⁸⁾、「兎も角ウォルト・ディズニーという人は尊敬すべき頭をもつてゐる」などと絶賛されている³⁹⁾。そのほか『読売新聞』でも、「その技術の点でまさに驚嘆に値する程の進歩を見せてゐる」と評価されている⁴⁰⁾。また、漫画家で作詞家の岡本一平は「提起し来る、感覚の新世界のワンダフルに感慨無量だったことは今でも記憶してゐる人も多からうと思ふ」と観賞体験を思い起こしている⁴¹⁾。『シリー・シンフォニー』が批評家たちに高く評価された理由としては、作品のリアリズムが挙げられる⁴²⁾。例えば、映画評論家の今村太平は「人間や動物を形態学的に一番正しくデフォルメーションする」と評している⁴³⁾。

1937年、米国で世界初の長編アニメーション作品『白雪姫』が公開されると、その評判は日本にも伝わったが⁴⁴⁾、同年以降の統制の影響で輸入は延期された。そして、1941年12月8日以降、米国製漫画映画の国内上映は一切禁止されることになる⁴⁵⁾。

3 小 括

日本において、映画は都市を中心に発展した。アニメーションは早い段階から日本に輸入され、「漫画映画」と呼ばれた。それらは、当初「添え物」でしかなかったが、1928年頃のトーキー化を経て認知度を向上させていった。1932年頃には漫

画映画のみを集めた上映編成がされるなど、その興行価値が確立された。ディズニーをはじめとした米国製漫画映画は、その技術力から大衆の人気も、業界内での評価も獲得した。加えて、トーキー技術と漫画との相性のよさや、薄利多売の収益構造もあり、米国製漫画映画は近代日本に定着した。そして、幅広い層の支持を得たまま、日中戦争頃からの統制の時代を迎えたのである。

II 「漫画映画」と映画検閲

1 近代日本における映画検閲

当初、映画に対しては劇場などの取締り制度が適用されたが、作品内容への規制はなかった。1917年、警視庁が「活動写真興行取締規則」を制定し、東京市管轄内の映画興行への取締りが法規化された。その後、映画検閲は各都道府県の警察に担われる時期を経て⁴⁶⁾、1925年に一元化された⁴⁷⁾。「活動写真『フィルム』検閲規則」（同年5月26日公布、7月1日施行）⁴⁸⁾がそれにあたり、内務省警保局⁴⁹⁾が検閲を行った⁵⁰⁾。その記録は『検閲時報』に記載され⁵¹⁾、検閲には1メートルまたはその端数ごとに1銭の手数料が発生した⁵²⁾。手数料免除の対象となったのは、公益が認められる一部の作品であった⁵³⁾。検閲では「公安」「風俗」「保健」上の安全を基準とし⁵⁴⁾、問題がある場合には上映禁止や該当部分の切除が求められた。検閲の存在は映画雑誌等に明記され、一般にも周知されていた⁵⁵⁾。洋画の場合は、内務省の検閲よりも前に、税関の映画検閲係による査閲を通過する必要がある⁵⁶⁾、「思想的に不穩のもの、国体の尊厳を冒瀆するもの、風俗壊乱のもの」が禁止された⁵⁷⁾。ちなみに、風紀対策で映画検閲を行う国はほかにもあり、日本は特別ではなかった⁵⁸⁾。この時期の日本の検閲について、パラマウント社のR・E・マッキンタイヤーは、「公平で適正。任意による操作はない」としている⁵⁹⁾。

こうした状況に変化が訪れるのは、1930年代中頃である。1933年3月には、より積極的な統制を求める「映画国策建議案」が衆議院で可決された⁶⁰⁾。これに伴い、外国映画に対する規制も徐々に進んだ。1937年1月、大蔵省が「見越し輸入の増加に伴い臨時応急処置として輸入貨物代金の決済に関する為替関係を許可事項とし、又海外の不当な円売りを防止する」趣旨から外国為替管理法に基づく大蔵省令を制定した⁶¹⁾。映画も対象となり、洋画の輸入と支社から本国への送金が制限された。4月、内務省は映画検閲規則を改正し、検閲の煩雑さを理由に洋画の検閲手数料を増額した⁶²⁾。7月に大蔵省は外国為替管理法を適用し、米国映画

の輸入を制限した⁶³⁾。映画会社は「輸入許可証」の保持を求められるようになり、洋画の輸入は一時的に禁止された⁶⁴⁾。その後、1939年9月にはドイツの映画法を参考にした「映画法施行規則」が公布、10月には「映画法」が施行され、映画製作には内務大臣の許可が必要となったのである⁶⁵⁾。

2 『検閲時報』の分析

『検閲時報』第1号は1925年7月1日に公刊され、以降映画検閲に申請された全作品が掲載されている⁶⁶⁾。その書式は度々変化するが、作品ごとに検閲月日、番号、種類、題名、原題、巻数、米数、製作者（著作権の保持者）⁶⁷⁾、申請者、拒否又は制限⁶⁸⁾、備考（手数料免除など）、音声の有無（1938年～）、の記載がある。ここでの「種類」とは、作品を製作国と内容に応じて分類したものである。内容については映画の様式（実写、描画、混合）に大きく区分したうえで、目的（娯楽、宣伝等）に分類している。また、各作品に対する内務省の反応は、手数料免除や拒否・制限の有無から推察できる。

分析のため、『検閲時報』1925年7月1日号～1941年12月号を調べ、種類の欄に「米」と、「混」「描」のいずれかを含む作品を抽出した⁶⁹⁾。その結果、日米開戦以前に検閲申請された米国製漫画映画は5,257件存在すると分かった。以下、項目別に論じる。

第一に、申請数の変遷について述べる。検閲申請された「米国製漫画映画」を年度ごとに集計したものが、図1である。これを見ると、検閲申請数は1939年まで基本的に増加傾向であることが分かる。より詳しく見ると、増加が始まるのは1932年となっている。これは、前章で指摘した「漫画劇場」が流行しはじめる時期であり、「漫画映画」が興行価値と観衆の人気を得たことの証左といえる。1936年に検閲申請数は一時減少するが、翌年には急増する。先述したように、1937年頃は米国製映画への規制が厳しくなった時期である。しかし、漫画映画の検閲申請数は多く、以降1939年まで増加傾向が続く。一見、漫画映画には統制の影響がないように思えるが、検閲の申請者への影響が見受けられる。この点については、後に詳述する。次に、漫画映画の申請数が激減するのは1940年だが、直前の1939年10月には「映画法」が制定されている。内務省に外国映画の流通を直接規制する権限が与えられた影響で、劇映画を含め外国映画の総流入数が激減したと考えられる⁷⁰⁾。翌1941年にも266件の「米国製漫画映画」の申請があり、12月8日が最後である。この事実から開戦直前まで国内需要があったことがうかが

図1：1925～1941年の「米国製漫画映画」の検閲申請数の変遷

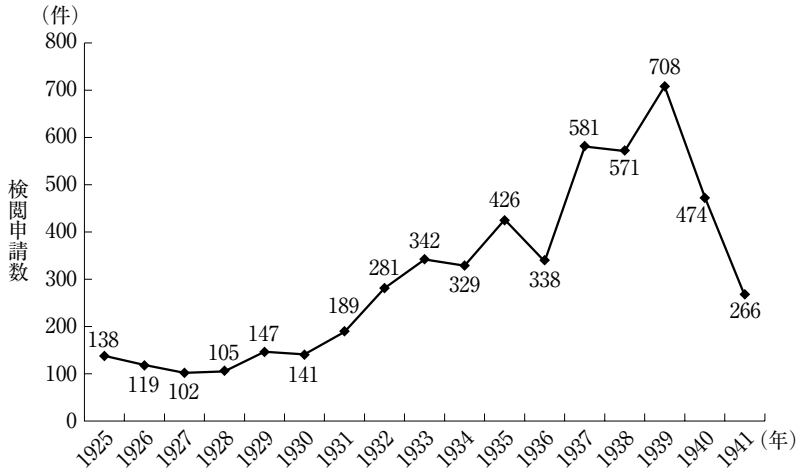
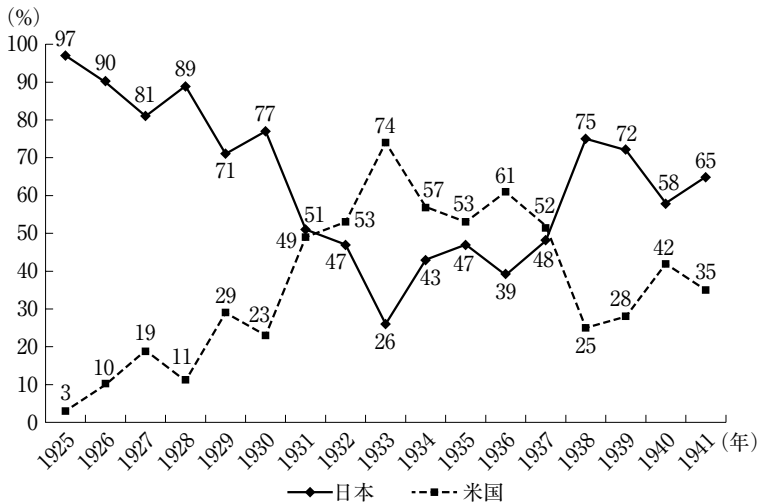


図2：申請者の国別の申請件数の変遷



える⁷¹⁾。

第二に、申請者の国別割合の変遷についてである。検閲の申請者を国別に集計し、その割合の変遷を図2にまとめた。「日本」は日本の輸入業者あるいは公官庁等、「米国」は米国の映画会社である。これを見ると、申請者の日米の割合は

表1：検閲の基準

公安	王権蔑視、法律蔑視、東洋人蔑視、公機関の襲撃、義賊賛美、菊花御紋章、皇室の御祖先、危険思想、国家の威信を損傷する、犯罪の手法を示す、犯罪の模倣心を唆す、時事的事件（ニュース映画は除く）、などの要素を含む作品。
風俗	恋愛の場面、姦通、接吻、裸体、抱擁、痴態、醜悪、舞踏、遊郭、惨酷、暗示の場面、神仏を冒瀆する、古聖賢の尊厳冒瀆、貞操、遊興、家庭の秘密を表す、人の名誉に関する、善良な家庭の風習に著しく背反する、青少年の志操を荒廃し智慧の発達を阻害する、児童の悪戯（模倣性、教育上の影響）、などの要素を含む作品。

1931年頃に拮抗する。1932年には米国映画会社の申請数が日本のものを超え、漫画映画の日本での興行価値が、米国の映画会社にも認められたことが分かる。これが再度逆転するのが、1937年である。これは、大蔵省令等により米国製映画への規制が強まった時期である。輸入や送金制限のため、米国映画会社による漫画映画の検閲申請の割合は減少する。先述したように「米国製漫画映画」の申請数は増加していることから、映画自体に対する規制はなかったことが分かる。すなわち、1937年の規制は「米国製映画」というコンテンツではなく、「米国の映画会社」に対するものと推察される。なお、1939～1940年に一時的に輸入制限が緩和されるため、1940年の米国映画会社による検閲の割合は微増する。

第三に、一部制限された作品について概観すると、1925～1941年に検閲申請された米国製漫画映画のうち、内務省により問題があると判断され、作品の一部切除を指示されたものは78件だった。これは、全体の約1.5%に過ぎず、米国製漫画映画に対する制限が極めて稀であったと分かる。その内訳は「公安」12件、「風俗」44件、「場所的制限」12件⁷²⁾、「有効期限」11件⁷³⁾となっている。以下、「公安」「風俗」について詳述する。この2点についての検閲基準は、概ね表1のようになっている⁷⁴⁾。なお、作品名等の詳細および「場所的制限」「有効期限」については紙幅の関係から省略する。

まず、1925～1941年に、公安上問題があるとされた作品は12件あった。指摘されたのは、危険思想、王権蔑視、警察官／典獄蔑視、東洋蔑視である。まず、危険思想に該当するのは1件あり、過激派思想に関する描写などが切除要請されている。危険思想を指摘された作品が1件にとどまるのは、税関での検閲において輸入拒否され、そもそもの内務省への申請数が少ないためだろう。次に、王権蔑視である。王が爆破される、靴を投げつけられる、といった描写が該当する。これについて、柳井は外国の政治思想を認めつつも、王権を嘲笑的に描くことは日

本人の「民族確信に反する」としている⁷⁵⁾。天皇の権威を軽んじる思想につながらないためにも、王権を蔑む描写は禁じられたと考えられる。続いて、警察官および典獄蔑視の場面が6つ該当した。警察官が毬のように転々とする様子など、警察官の権威が失墜しかねないような描写の切除が要請されている。検閲を担当したのが内務省警保局、すなわち警察自身だったということも無関係ではないだろう。最後に、東洋蔑視の描写が2件該当した。特に注目すべきは、1934年の『ワーナー漫画支那見物の巻』である。この作品では「支那」⁷⁶⁾を題材にしているにもかかわらず、富士山や日章旗が登場する点が問題となっている。内務省としては、そうした箇所について細かく切除を要求することで、米国映画会社に対し、日本と支那を混同していることを知らせる意図があったのではないだろうか。あるいは、外国人には日本と支那の区別がつかないという事実が、日本国民に知れ渡ることを避けた、とも考えられる。

「風俗」の問題があるとされた申請は44件であり、舞踊・裸体、接吻・抱擁、ベッドシーンなど、制限の理由は多岐にわたる。まず、舞踊が制限の要因と考えられるものは、「土人の踊り」など4件ある。柳井は「チャールストン・ダンス」も、その淫蕩さから受け入れがたいと述べており、特に若年層が観覧する「漫画映画」では切除すべきと判断されたのだろう⁷⁷⁾。次に、接吻場面の削除を求めるものは、22件該当した。「ミッキーとミニー」や「猿と河馬」など動物同士の場面でさえ切除が求められており、「接吻」が当時の日本社会では不適切とされていたことが分かる。ただし、後述するように検閲の基準は曖昧で、行政の裁量に任されていたようである。ほかには裸体の場面が6件、ベッドシーンを暗示する場面は7件該当した。ベッドシーンに関しては「ミッキーと犬がベッドで添寝」など、それを連想させるような時点で切除が指示されている。「漫画映画」の観客の多くが児童や青少年であることを鑑みて、特に厳しく制限されたものと考えられる。

3 ディズニー作品の検閲

前章でも述べたように、ディズニー作品は日本で高く評価されていた。1928～1941年のディズニー短編231作品のうち、『ミッキーの捕鯨船』*The Whalers* (1938年)以後の52作品は、統制のため日本に輸入されなかった。残り179件のうち、171件は検閲を通過しており、大多数の作品の輸入が確認できる⁷⁸⁾。そのうち検閲で切除を要請されたのは3作品のみであった。よって、内務省はディズニー作品をほとんど問題視していなかったことが分かる。なお、指摘された作品は『ロ

ピンは誰が殺した?』*Who Killed Cock Robin?* (1935年)、『ミッキーの子煩悩』*Mickey's Nightmare* (1932年)、『ミッキーの造船技師』*Boat Builders* (1938年)で、共通して接吻の場面が切除指定されている。加えて『ロビン』では警察の暴力描写、『子煩悩』ではベッド上の場面が問題視された。

ディズニー作品については、他国でも検閲に引っかかることがあった。ドイツにおけるディズニーの受容を研究したラクヴァは、初期の作品について、芸術性は評価されたが「荒削りであるばかりか、部分的には暴力的でさえあった」ため、問題視されることがあったとしている⁷⁹⁾。彼によれば、1933年ロンドンの新聞が、カナダでミッキーが禁止されたことを報じた。牝牛の乳房が大きすぎる点や、「人魚を盗み見る魚が身をくねらせ、人魚の『太もも』をピシヤリとたたく場面も性的」と、問題視されたという⁸⁰⁾。「人魚」の描写が指摘されているのは、おそらく『海の王ネプチューン』(『人魚と海賊』*King Neptune* (1932年)である。これは日本でも公開され、批評家に高く評価された。作中、女性の人魚の上半身が裸体で登場するが、切除要請されることなく検閲を通過している。

ほかにも『東京朝日新聞』は、ミッキーの漫画映画が「陰惨過ぎる」と禁止されたデンマークでの検閲について、「あの有名な墓場における骸骨の踊を見た者はそのうちのあるものがたしかに気味悪いものであることを肯定するだらう」としつつ、「実際は極めてナンセンス味の勝ったものであり、人間に対する愉快な風刺に過ぎない」としている⁸¹⁾。ここで指摘されている作品は、『骸骨の踊り』*The Skeleton Dance* (1929年)、あるいは『お化け屋敷』(『続・骸骨の踊り』)*The Haunted House* (1929年)と考えられるが、いずれにせよ内務省の検閲を通過している。どちらの作品も、骸骨が音楽に合わせて踊る、やや不気味ものになっている。他の骸骨を太鼓にみたてる描写や、『お化け屋敷』には1つのベッドに男女の骸骨が寝ている場面もあるが、風俗上の問題は指摘されていない。

また、『ミッキーのお化け屋敷』(『お化け屋敷』)*The Mad Doctor* (1933年)は、ドイツやルーマニアで禁止された⁸²⁾。同作では、気が狂った科学者が、ミッキーのペットの犬の交配実験を行おうとする。ルーマニアでの検閲理由は、映画に「スケルトン・ダンス」が登場し、子供がショックを受けることへの懸念であったという。ドイツでも、残酷な描写を理由に制限された可能性がある。しかし、この作品も、日本の検閲では問題視されていない。

これらの点から推察されるのは、漫画映画に対する内務省の寛容な姿勢と、検閲基準の曖昧さである。人魚とはいえ裸体の描写が通過することからは、漫画に

対する寛容さが見て取れる。一方、前節で述べたように裸体が制限される場合もあるため、検閲官の裁量によるところが大きいことが分かる。「河馬と猿の接吻」や「ミッキーと犬の添寝」が問題視されても、「人魚の裸体」や「骸骨の踊り」が制限されない点も、検閲基準の曖昧さを示している。

また、内務省は漫画映画上の他国の描写を重視しなかったと考えられる。これは、ドイツでは禁止された『ミッキーのお化け屋敷』と『裏庭の戦い』（『動物合戦』）*The Barnyard Battle*（1929年）への対応から推察できる。ラクヴァは、前者の『ミッキーのお化け屋敷』の検閲理由として、科学者の行動が「ヒトラーの人種政策のパロディー」と観客に受け取られ、「国家社会主義者の感情を損なう」可能性を指摘する⁸³⁾。このようにドイツが敏感に反応した描写を、内務省は問題視しなかった⁸⁴⁾。後者の『裏庭の戦い』は第一次世界大戦の戦場が舞台の作品である。作中では、フランスを模す志願兵ミッキーらに、ドイツを表す猫たちが敗北する⁸⁵⁾。ドイツの「帝国映画法」には「ドイツの名声を脅かすこと」という条項があり、これを根拠に上映禁止を決定したものと考えられる⁸⁶⁾。同作は1929年に日本に輸入され、1937年7月まで問題なく検閲を通過した。日独間では1936年に防共協定が締結されたが、これは満州事変や国際連盟脱退により国際社会で孤立する日本にとって、ドイツが唯一の友邦となったことを示す事象であった⁸⁷⁾。それにもかかわらず、内務省が漫画映画上のドイツの描写に配慮しなかったことは、防共協定締結後に『裏庭の戦い』が検閲を通過していることからうかがえる。

4 小 括

映画検閲は、1925年「活動写真『フィルム』検閲規則」により内務省警保局に一元化された。当初は「公平」であったが、1930年代半ばごろから「米国の映画会社」に対する統制は強まった。1939年には「映画法」が施行されて内務省が洋画の流通に影響力を行使できるようになった。「米国製漫画映画」が検閲で問題視されることは稀であったが、公安や風俗上の問題が指摘されることはあった。なかでも厳しかったのは風俗であった。一方、他国で禁止された描写の一部や、ドイツの描写については問題視されなかった。以上をふまえると、内務省の漫画映画に対する検閲が、曖昧かつ寛容であったことが分かる。「漫画」ということもあり、劇映画と比較して検閲が甘かった部分もあるかもしれない。

Ⅲ 海軍の映画政策と「漫画映画」

1 海軍の漫画映画への関心

海軍は1925年から漫画映画の上映を希望し、通算26件（海軍軍事普及部20、海軍省4、海軍砲術学校1、佐世保海軍1）の検閲申請をしている。この申請数は、手数料を免除された申請者のなかで3番目に多い⁸⁸⁾。また、申請の時期も1925～1941年と幅が広い⁸⁹⁾。申請された作品のうち、回数が最も多かったのは、ディズニーの『ミッキーの海山越えて』*Wild Waves* (1929年) で10件であった。次いで『ミッキーのカウボーイ』が5件、『ミッキーの自動車大暴れ』が4件、『線画』*A Tragedy in One Line* (1921年) が3件、『ミッキーのジャングル・リズム』（『蕃地征服』）*Jungle Rhythm* (1929年) が2件、『結核の予防』『ラジオ』が1件ずつあった⁹⁰⁾。

最も回数の多い『海山越えて』は、海が舞台という親しみもあって選ばれたと考えられる。また、この作品と『ジャングル・リズム』は初期のディズニー作品で、外資の配給会社を通さずに輸入されている⁹¹⁾。海軍による米国製漫画映画の入手方法は不明であるが、フィルムを買い付けた日本の映画配給会社を介した可能性がある。その場合、配給会社がコピーを所持しているであろう、初期の作品が選ばれることは自然である。また、興味深いのは、申請された26件中21件をディズニーという娯楽作品が占めている点である。このことから、米国製漫画映画が「娯楽」として価値を認められ、利用されたことが推察できる。実際の申請理由は『検閲時報』に表記がないため分からないが、考えられるのは「慰安映画」としての上映や⁹²⁾、別の上映作品（ニュースや宣伝）と併映する際の呼び物としての利用である。いずれにせよ、海軍がディズニー作品に興味を持ち、その上映を求めて検閲申請を行ったことは確かである⁹³⁾。

このほかにも、海軍の米国製漫画映画への注目を示唆する事実がある。それは、海軍が接収したディズニー映画『ファンタジア』の極秘上映である。漫画映画製作者の瀬尾光世や政岡憲三は、海軍省の試写室で『ファンタジア』を観た後に後述する漫画の映画の製作を委託された⁹⁴⁾。海軍省軍務局第四課嘱託の米山忠雄が、占領地域で入手した「敵国の天然色漫画映画」を「専門家の研究資料として之を貸与することも考慮」するとしていることから、極秘上映の目的は、漫画映画製作時の参考にすることであったと考えられる⁹⁵⁾。

次に、1943年3月に公開された海軍省企画の漫画映画『桃太郎の海鷲』について述べたい⁹⁶⁾。同作は、桃太郎を主人公に真珠湾攻撃を描いたもので、製作は芸術映画社に委託された。同社の瀬尾光世は、1942年1月に海軍省報道部の出頭命令を受け、映画主務士官を務める濱田昇一少佐⁹⁷⁾から要請を受けた、とされる⁹⁸⁾。真珠湾攻撃については、濱田が中心となり劇映画化も進められていた⁹⁹⁾。東宝に依頼し、製作された『ハワイ・マレー沖海戦』(1942年)がそれであり、山本嘉次郎が監督、円谷英二が特撮技術を担当し、大ヒットを記録した。

さて、漫画映画『桃太郎の海鷲』の製作意図について、研究者の萩原由加里は、少年志願兵の募兵であったことを指摘している¹⁰⁰⁾。海軍嘱託の米山忠雄¹⁰¹⁾もこの作品について「嬉しさの中に小国民の志気を鼓舞しやうとの製作意図」と述べ¹⁰²⁾、濱田昇一は、海軍の映画製作全般について、「募兵」が目的であるとしていた¹⁰³⁾。こうした募兵のほか、占領地たる南洋において、日本の国策を理解させるために映画を利用する「文化工作」上の目的があったということも指摘できるが、この点については次節以降で詳しく触れたい。

さて、第Ⅱ章と第Ⅲ章の分析結果を比較すると、内務省と海軍省の「漫画映画」に対する認識の違いが見て取れる。内務省が漫画映画を甘く見ていた一方、海軍省はその情報伝達能力に注目し宣伝工作に活用していた¹⁰⁴⁾。実際に、『桃太郎の海鷲』は予想を超えるヒットを記録し、『桃太郎 海の神兵』の製作につながった¹⁰⁵⁾。瀬尾が携わった『海の神兵』は、1944年1月から製作が始まり、翌年2月に完成した。空襲の影響などで公開は延期され、4月ようやく封切られた¹⁰⁶⁾。

このように戦局が悪化する中、海軍が漫画映画製作を目指した背景としては、少なからず次の2つの点を指摘できるであろう。1つは、濱田少佐の意向である。『ハワイ・マレー沖海戦』『桃太郎の海鷲』などのヒット作に関わった人物で¹⁰⁷⁾、彼が『海の神兵』の製作も強く求め、実現に至った可能性がある。濱田の「漫画映画」に対する強い関心を示す記述は見つけることができなかったが、海軍省で映画を担当した米山忠雄に漫画映画製作を進言された可能性が考えられる。映画雑誌の座談会には米山と濱田が同席しているものもあり、交流が指摘できる¹⁰⁸⁾。また、濱田は映画に明るさを求める発言もしている¹⁰⁹⁾。もう1つは、次節で述べる南洋での文化工作としての注目である。これらをふまえて、次節では、海軍が宣伝に対しどのような目的意識を持ち、映画を製作したのかを見ていく。

2 1930年代の宣伝と映画

まずは、海軍と宣伝の関係について考えたい。情報宣伝を担った「海軍軍事普及委員会」が海軍に誕生したのは、1924年である。その目的は「国民に海軍知識を普及させて優秀な海軍志願者を招来」することであった¹¹⁰⁾。海軍が宣伝の必要性を痛感し、危機感さえ抱くようになったのは1930年代初めである。上海事変で、海軍に関する輿論指導と海軍知識の普及啓発の必要性が露呈したことが契機となった。1932年、従来の「海軍軍事普及委員会」を拡大し、海軍思想の普及のため「海軍軍事普及部」が創設された¹¹¹⁾。

海軍が宣伝の脆弱さを自認していることは、次のような記述から読み取れる。例えば、『海軍省海軍軍事普及部小冊子』には、陸軍士官の「満州及上海問題の実蹟に鑑み陳べる所見の概要」が掲載された。この中では宣伝を「思想戦」に位置づけ、「近代戦の一部」とする認識が述べられている¹¹²⁾。陸軍軍人の文章を起用し、参考に値するという記述もあることから、海軍が宣伝の脆弱さを自認していることが指摘できる。ほかにも、『水交社記事』には¹¹³⁾、海軍が上海事変で支那の宣伝に苦戦し、その効果を実感したとする文章があり、「元来海軍側は地味にして宣伝はなかつた」とも述べられている。宣伝を近代戦における重要な要素と認識し始めている様子とともに、「陸軍の宣伝術は真に当を得たものと痛感した」という記述からは海軍が宣伝の後進性を認めていることが分かる¹¹⁴⁾。

このように「近代戦」「思想戦」としての重要性を認知する一方、宣伝についてはその国内的な有用性も認識された。各新聞社の映画ニュースや実戦談などの大衆向けの講演会が、いかに人心を刺戟したかについて述べられている¹¹⁵⁾。また、海軍の日暮豊年少将は、1935年に次のような指摘をしている。すなわち、海軍はその任務を「ある程度までは一般国民にも知らして置く必要」があり、それが国民の理解と、最終的には海軍力の充実につながると主張している¹¹⁶⁾。さらに、一般の海軍士官は宣伝に関心を持たないことが指摘され、「人気取り的その場限りの好辞は最も慎むべき」だが、「海軍士官は、海軍力を向上する上に於て、国民の力を忘れてはならぬ」としている。宣伝を好意的に見ない海軍軍人は多くいたと考えられ、日暮はその傾向に変化を求めたのだろう。その後、1940年には情報局の創設に伴い海軍軍事普及部が廃止され、海軍軍事に関する普及事務は軍務局第四課の所管となった¹¹⁷⁾。1937年に設置された大本営海軍報道部は報道宣伝を担い、『桃太郎の海鷲』『桃太郎 海の神兵』の製作指導も行った。

濱田昇一曰く、海軍は映画の「大衆性、宣伝戦に着目」し、早期から利用していた。兵員の募集、海軍軍事知識と海洋思想の啓発普及に「偉大なる貢献」をしてきたという¹¹⁸⁾。また、海軍での映画の利用については、軍事普及部の山口少佐が『キネマ旬報』に寄稿している。曰く、海軍では映画を、教育映画、慰安映画、記録映画、宣伝映画に大別しており、1つの作品が複数の要素を兼ねることもあった¹¹⁹⁾。教育映画は、訓練に使用するもので、線画が活用された¹²⁰⁾。慰安映画は、艦上等で兵士のために上映するものであった。記録映画は、実戦等を記録した映像であった¹²¹⁾。宣伝映画については、艦隊や飛行機など海軍の「実感」の出ているものに、何かしらの主義主張を表す作品とされた。山口は「近頃、海軍全体として映画の力を認めて来た」としつつも、機密保持が厳しすぎるために、米国などの海軍映画に比べて劣ってしまう、と述べている¹²²⁾。

3 海軍の映画宣伝の目的

海軍の映画の利用の目的には、海洋思想の涵養¹²³⁾と南洋文化工作の2つが考えられる。まず、先述のように濱田昇一は映画が、海軍軍事知識並びに海洋思想の啓発普及に貢献していることを指摘している。別の映画雑誌の座談会でも、海軍映画製作の理念は「海軍といふものを正しく国民が理解されるといふこと」としている¹²⁴⁾。前節の『水交社記事』以外にも、「国民の海洋思想」の涵養を求める言説は多く存在する。推理作家で海軍報道班員の海野十三は「海に囲まれた日本であり乍ら海洋に関する知識と経験が個々の国民に就いてみてもあまりに貧弱であつたことはいけな」と批判している¹²⁵⁾。また、濱田も、戦前の国民の海軍認識は不十分であったと述べている。海軍の訓練や戦闘が国民の眼の届かない海洋で行われること¹²⁶⁾や、海戦の撮影が困難なため映画で表現しづらいことが理由とされる。「沈黙の海軍」というほど厳しい機密主義の影響も示唆される¹²⁷⁾。『水交社記事』には、次のような論説も掲載され、国民の海軍認識の弱さを指摘していた。

……今日青少年の海洋に関する知識を検するの時に於て思半ばに過ぐるものがある。…(中略)…(筆者注—公務で某海岸の青年たちと接した際の試問の結果) ハワイ海戦を知らざる者五〇〇名中約六割、濠州を知らざる者五〇〇名中殆ど全部、我が海軍の軍港所在地を知らざる者五〇〇名中九割、正解者は真に希有であつた。…(中略)…現在東亞大戦争の渦中に於て、将来の国運を担

ふ青少年が海洋と遊離してゐる現状を以て、教育当事者は如何とするであらうか¹²⁸⁾。

この記事が掲載されたのは1942年3月で、執筆者による試問もその少し前に行われたと考えられる。大戦中にもかかわらず、今後志願兵となり得る青少年の海軍認識の低さが露呈し、戦争の継続や南洋統治に向けての危機感が読み取れる。なお、このような危機感を抱いたのは海軍に限らなかった。1942年11月、海洋思想の普及を目的とした海洋映画研究会も、逓信局海務院の斡旋で設立された¹²⁹⁾

「海洋思想の涵養」の目的に募兵があることは、濱田の主張から分かる。曰く「精鋭なる海軍」を作るためには兵器と「尽忠報国の強い精神力をもつた立派な海軍軍人」を募る必要があり、それには「国民に対し海洋に対する認識を与え、海国日本の真の力を発揮せしむべき海洋思想の勃興を助長」しなければならなかった¹³⁰⁾。「純朴なる青少年が奮起」し、海軍志願兵となるよう働きかける手段として、映画が活用された¹³¹⁾。

もう1つ、国民の南洋統治への関心を向上させる目的も挙げられる。「海洋思想の涵養」には、海と、その先の南洋に関する知識普及も求められている。濱田は、「大東亜共栄圏の確立と云ふ帝国将来の理想達成の上に制海の持つ意義」を重大なものとし、「国民としては海を知り、海に親しみ、海を愛することこそ、聖戦の目的たる大東亜永遠の和平確立」につながると、国民が海に親しみを持つことを求めている¹³²⁾。また、海洋映画に関する座談会でも、「海」自体に対する知識の普及が求められている¹³³⁾。ちなみに、日本人の南洋知識の向上は、日本の映画会社も意識していた点である。日本映画社の星野辰男は、啓発宣伝映画には対象を国内、海外とした2つの場合があるとしている。そのうえで、国内については、南方の民族や物産などの「南方事情を日本に知らせる啓発宣伝の映画がある」としている¹³⁴⁾。

海外を対象とした啓発宣伝映画としては、南洋文化工作上の目的が考えられる。すなわち、映画を利用して南方民族を統治する考えの存在である。海軍省囑託の米山忠雄は、南方に送るべき映画について「日本は国力充実し、高い文化を持つた国であると云ふことを知らしめる内容」が最も好ましいとしている。また、「精神の面では、常に日本はお前達の指導者である」ということを強調すべきとしている¹³⁵⁾。また、大本営海軍報道部の平出英夫大佐は、思想戦が戦争の「三つの脚の重要な一つ」とし、映画がその一部門を担うとしたうえで、次のように述

べている。

十億の民を如何に指導するか、これはこの大戦争の一つの大きな問題であらうと思ひます。その十億の民に言葉が通じなくてもわかるもの、それは音楽、映画、これであります。これは言葉がいりません。言葉なしにも彼等にぴんとくるものがあります。これらによつてわれわれの盟主が日本であるといふことをはつきり印象付けるといふことであります。これは思想戦に勝つことであります¹³⁶⁾。

ここで「言葉のいらない」ものとして映画を挙げているのは、視覚による情報伝達力や、映像による迫力が、啓蒙や宣伝において効果的に作用すると考えてのことであろう。また、先述したように、南洋文化工作での映画の活用には、各映画会社も積極的であった。例えば1942年11月、『映画旬報』の座談会では、映画工作が「緊急処理すべき問題」として議題にあがっている。松竹の大谷博は、フィリピンのルソン島を視察した経験から、日本が映画を利用することに大きな意義があるとしている。また、同座談会では南方の国々の住民は映画と音楽が好きであるとされ、「見れば判る」単純な作品が必要とされた¹³⁷⁾。

海洋思想の涵養や南洋文化工作を目的とした際に、漫画映画の製作が選択された理由については次の3つが挙げられる。その1つは、漫画映画の観客層である。将来の志願兵への海軍知識の普及のためには、観客層の若い漫画映画が適切とされたのであろう。濱田昇一は、海洋映画に関する座談会の中で「蟲のいい話ですが、楽しみながら教育を受けるものがあればいいのですがね」と発言している¹³⁸⁾。同じ座談会の中で、米山忠雄は「子供が見て面白ければ大人が必ず来る」と発言している¹³⁹⁾。さらに、米山は「(筆者注一官庁は)漫画映画は子供の観るものと云ふ様な考へを捨てて、立派な啓蒙宣伝、教育の資としてこれに援助を与へる様に認識を改めて貫はなければならない」とも指摘している¹⁴⁰⁾。

第二に、実写の海戦を撮影する難しさである。実際の海戦は撮影が困難で、劇映画の撮影でも艦上のカメラの揺れなど難しさがつきまとった¹⁴¹⁾。一方、『桃太郎の海鷲』では、真珠湾攻撃の「歴史的壮挙」を描くにあたり「漫画による記録の再現」が目指された¹⁴²⁾。飛行機の動きまで、科学的な基礎の上に作成され、文化映画的な狙いが見て取れる¹⁴³⁾。

第三に、南洋工作における利用である。言語も様々な南洋諸地域を統治するに

あたって、映画による文化工作は注目を集めた。映画の中でも、漫画映画には言葉を超えての普遍性がある。海軍内でも、米山忠雄が「言葉の障壁を克服して判り易く面白いと云ふ漫画映画の独自性は文化的な役割に於て今日の南方映画工作の中で非常に重要性を帯びて来たのである」と指摘している¹⁴⁴⁾。米山は、原住民の識字能力の低さと、方言の多さを認識しており、これも漫画映画の活用の主張に繋がったと考えられる¹⁴⁵⁾。なお、米山は、海軍省で映画を担当し、濱田昇一ともかかわりがあったため、意見交換をしていた可能性が高い。米山は、上海・満州事変にも触れているが、それ以降の戦争は「思想戦」も含む近代戦であると認識されていた。南洋文化工作における「漫画映画」の活用は、「思想戦」の分野において重要な役割を担ったのではないだろうか。「漫画映画」の製作も「思想戦」という1つの戦闘であり、「大東亜戦争」の一部であったと考えられたのではないだろうか。この発想が、『桃太郎 海の神兵』の製作にも、少なからず関わったと推察できる。

4 小 括

『検閲時報』より、海軍が米国製漫画映画に比較的注目した公官庁で、申請作品から上映目的が娯楽であると考えられた。また、漫画映画の製作の参考資料として採用したことも明らかとなった。海軍の漫画映画製作の目的には、海洋思想の涵養およびそれによる募兵と南洋思想の昂揚、南洋統治での利用が挙げられた。これらは海軍の映画宣伝工作に共通していたが、漫画映画の観客層や、文化映画的な描写の可能性、言語を超える普遍性から、『桃太郎の海鷲』の製作に至ったと推測できる。終戦間際に『桃太郎 海の神兵』の製作に至った理由は明示できなかったが、大ヒットを次々と生んだ濱田昇一の意向や、映画による文化工作が「思想戦」で「近代戦」の一部とされていた影響が考えられる。

おわりに

冒頭でも述べたように、「漫画映画」については、アニメーション研究の分野でよく言及されてきた。その一方で、近代日本の政府が「漫画映画」という文化をどのように受容したのかについてはあまり論じられてこなかった。本論文ではこの点に着目し、検閲を通じた内務省の反応と、国産漫画映画の製作にまで乗り出した海軍の姿勢を明かにした。

第Ⅰ章では米国製アニメーションの近代日本における定着を論じた。米国での発展から間もなく日本に輸入された「漫画映画」は、トーキー化を経て「添え物」から「目玉上映作品」へと興行価値を高めた。大衆的な人気に加え、業界内でも高く評価されていた。

第Ⅱ章では『検閲時報』に着目し、内務省の「米国製漫画映画」に対する姿勢を明らかにした。検閲は、導入当初こそ「公平」であったが、1937年頃から米国映画会社への制限が増し、1939年には映画法が制定された。一方で、漫画映画に対する規制はほとんどなく、内務省の寛容な態度が浮き彫りとなった。青少年が主な観客層であるためか「風俗」に関する制限が最も多かったが、その基準は曖昧であり、検閲官ごとの裁量がうかがえた。その他、警官の軽侮や、王権の蔑視といった描写は切除を要請された一方、日本の威信にかかわらない他国の描写には配慮されなかったことが判明した。

第Ⅲ章では海軍の漫画映画製作の意図について分析した。『検閲時報』の分析から、海軍が漫画映画に興味を抱いていたことが分かった。さらに、当時盛んに求められていた海洋思想の涵養、および南洋での文化工作にとって映画が効果的と考えられたことが明らかになった。なかでも「漫画映画」は、劇映画で困難な描写や若年層への遡及力、言語を超える普遍性が評価され、採用されたと考えられる。なお、漫画映画製作上の海軍の目的について分析することはできたが、終戦間際に『桃太郎 海の神兵』に巨額投資した理由を解明することはできなかった。この点は、今後の課題として残っている。

- 1) 経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課「クールジャパン政策について」(経済産業省、2016年11月)、2016年12月24日閲覧。http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/20161122CJseisakunitsuiteNovember.pdf
- 2) 本論文では、アニメーションを「少しずつ変化させて描いた一連の絵などを一コマごとに撮影し、連続映写して動きの感覚を与える技法」と定義する。そのうえで、近代日本におけるアニメーションについては当時の呼称を用いて「漫画映画」と区別する。
- 3) 山口且訓・渡辺泰『日本アニメーション史』(有文社、1977年)。
- 4) 佐野明子「1928-45年におけるアニメーションの言説調査および分析」(財団法人徳間記念アニメーション文化財団、『財団法人徳間記念アニメーション文化財団年報2005-2006別冊』、2006年)。
- 5) 萩原由加里『政岡憲三とその時代「日本アニメーションの父」の戦前と戦後』(青弓社、2015年)。

- 6) 北村洋『敗戦とハリウッド』(名古屋大学出版会、2014年)。
- 7) 佐久間雄基「近代日本における活動写真館及び常設映画館の史的研究—外観意匠の変遷及びその実態について—」(一般社団法人日本建築学会『日本建築学会大会学術講演梗概集』、2012年)、87頁。
- 8) 映画館は2,472館、入場者は43,833人、有料観覧者は46,327人に達した(古川隆久『戦時下の日本映画—一人々は国策映画を観たか—』(吉川弘文館、2003年)、21頁)。
- 9) 同上、18頁。
- 10) 小人は15歳以下と定義している(「児童映画について」『日本映画』(大日本映画協会、1937年5月号))。
- 11) 当時はかけそば1杯が10銭程度で、映画は比較的手軽な娯楽だった(前掲、『戦時下の日本映画』、28頁)。
- 12) 同上、24頁。
- 13) 青野幹「『外国映画』輸入から封切まで」『日本映画』(大日本映画協会、1937年6月号)、60~63頁。
- 14) 前掲、『敗戦とハリウッド』、13頁。
- 15) 例えば、前掲『政岡憲三とその時代』、レナード・マルティン著・権藤俊司監訳『マウス・アンド・マジック アメリカアニメーション全史(上)』(楽工社、2010年)、ステイーヴン・キャヴァリア著・仲田由美子・山川純子訳『世界アニメーション歴史辞典』(ゆまに書房、2012年)で言及されている。
- 16) 前掲、『政岡憲三とその時代』、24頁。国産漫画映画の創始者の一人とされる北山清太郎が原画で実験を行ったのが1913年頃で、その結果が『猿蟹合戦』につながったとされる(前掲、『世界アニメーション歴史辞典』、71頁)。
- 17) 前掲、「1928-45年におけるアニメーションの言説調査および分析」。
- 18) 実際には、ディズニー以前にフライシャー兄弟が『なつかしのケンタッキーの家』*Old Kentucky Home* (1924年)で部分的にトーキーを利用している。とはいえ、全編かつ効果的にトーキーを使用した点で、『蒸気船ウィリー』は世界初の「本格的なトーキーアニメーション」と評価されている。
- 19) 『映画検閲時報』第8巻(不二出版、1985年)、570頁。検閲については次章を参照。
- 20) 同上、640頁。
- 21) 新宿武蔵野館の館報(『Musashino Weekly』第9巻37号、1929年)による(前掲、「1928-45年におけるアニメーションの言説調査および分析」、5頁)。
- 22) 前掲、『政岡憲三とその時代』、91頁。
- 23) 1932年時点、1500~1600あった映画館のうち200程にトーキー設備があった(「特別 映画館今日の問題」『キネマ旬報』(キネマ旬報社、1932年9月1日号))、61頁。
- 24) 前掲、「1928-45年におけるアニメーションの言説調査および分析」、6頁。
- 25) 前掲、「児童映画について」、276頁。

- 26) 前掲、『政岡憲三とその時代』、92頁。
- 27) 前掲、『1928-45年におけるアニメーションの言説分析および調査』、7頁。
- 28) 例えばディズニーの場合、外国市場はスタジオ収入の約40%を占めていた（セバスチャン・ロファ著、古永真一・中島万紀子・原正人訳『アニメとプロパガンダ—第二次大戦期の映画と政治—』（法政大学出版局、2011年）、265頁）。
- 29) 輸入税は1巻あたり約60円、内務省の検閲料は1メートル1銭、焼き増し分は1メートル5厘かかった（前掲、『「外国映画」輸入から封切まで』）。
- 30) 前掲、『政岡憲三とその時代』、91頁。
- 31) 「肉筆ミッキー・マウス 而も日本語で御挨拶です／生みの親ディズニー氏を訪う ロサンゼルスにて／坂井特派員記」『東京朝日新聞』（1936年1月1日、朝刊5面）。
- 32) ディズニーの『シリー・シンフォニー』は、実験的な要素を数多く含んだ短編群である。例えば、『花と木』（『森の朝』 *Flowers and Trees*（1932年）は、世界初の3色式テクニカラー作品である。なお、『花と木』は現在の邦題、『森の朝』は近代日本での呼称である。このように時代によって題名が異なる場合、本論文では当時の呼称を括弧で示す。
- 33) 例えば『コドモノクニ』（東京社、1938年12月1日）の編集後記や、『小学三年生』などに登場する（〈小学館、1937年11月号〉、74～75頁）。
- 34) 「喜劇王の向うを張る100万弗のミッキー トーキョー漫画製作の苦心」『読売新聞』（1933年2月25日、朝刊9面）。
- 35) 日本人と米国人の少女がミッキーのお菓子入れを通じて交流する物語である（村岡花子「ミッキー・マウスのお手柄」『村岡花子童話集』〈金の星社、1934年〉、25～30頁）。
- 36) 筈見恒夫「世界一の人気者 ミッキー・マウス」『日曜報知』〈報知新聞社、1933年1月号〉、12～13頁）（「ミッキー・マウスの戸籍調べ」『中外財界』〈中外商業新報社、1936年2月15日〉42～43頁）など。
- 37) 「昭和八年度優秀映画推薦発表」『キネマ旬報』（キネマ旬報社、1934年3月1日号）、34～35頁。
- 38) 前掲、『戦時下の日本映画』、48頁。
- 39) 「新映画評／極彩色漫画『シリー・シンフォニー』」『東京朝日新聞』（1933年2月27日、朝刊5面）。
- 40) 「奔放極りなきW^マデイス^マニイの想像力『シリイ・シム^マフオ^マニー』」『読売新聞』（1933年2月26日、夕刊3面）。
- 41) 岡本一平「漫画映画」『教育』（岩波書店、1936年11月号）、78頁。
- 42) 前掲、「1928-45年におけるアニメーションの言説調査および分析」、8頁。
- 43) 今村太平「音楽美学の序章—漫画、音楽、実写について—」『キネマ旬報』（キネマ旬報社、1936年7月11日号）、73頁。
- 44) 「話題のアメリカ映画」として「技術は殆ど完璧に近いと言はれ、面白く…（中略）…世紀の寵児ウォルト・デイス^マニーの勝利だと言はれる、新映画芸術のマイ

ルストンを成す」と紹介された(『キネマ旬報』〈キネマ旬報社、1938年10月1日〉、52頁)。

- 45) 1938年、1939年と延期が続き、1941年の日米開戦に至ったため、『白雪姫』が日本で封切られたのは1950年だった。戦後もしばらく公開されなかったのは、同作がGHQの映画制作における「一国一社制」の対象外であったためである。
- 46) 公安、風紀、保健衛生、安全を守るものだった(前掲、『敗戦とハリウッド』、24頁)。
- 47) 牧野守『日本映画検閲史』(バンドラ、2003年)。
- 48) 立案者は、当時の警保局警務課長高橋雄豺、内務事務官石井錦樹である(柳井義男『活動写真の保護と取締』〈有斐閣、1929年〉、400頁。牧野守監修『日本映画論言説大系第2期 映画のモダニズム期 12 活動写真の保護と取締 柳井義男』〈ゆまに書房、2004年〉に収録)。柳井義男は、規則の制定当初、実務責任者を務めた法学博士である。
- 49) 内務省は国内行政一般を担う官庁で、そのなかの警保局は全国の警察を統括した。
- 50) 「活動写真『フィルム』検閲規則」第1条による(市川彩編『日本映画法規類纂』〈銀座書房、1928年〉、19頁。奥平康弘監修『言論統制文献資料集成第5巻』〈日本図書センター、1991年〉に収録)。なお、多衆は2人以上を指し、家庭の範囲内において鑑賞するフィルムは除く(前掲、『活動写真の保護と取締』、401~402頁)。
- 51) 1939年に「映画法」が制定されると、検閲記録の史料も『活動写真「フィルム」検閲時報』から『映画検閲時報』に変更された。統計資料である『年報』も同様であった。本論文では便宜上、それぞれ『検閲時報』『検閲年報』に統一して表記する。
- 52) 前掲、『活動写真の保護と取締』、423頁。
- 53) 「活動写真『フィルム』検閲規則」第8条第2項において「検閲官庁に於て公益上必要と認むるときは手数料を免除することを得」とされ、学校が所有するフィルムで学術研究の為に学校内で映写するもの、官公署が所有し官公署の事業に関するもの、公益法人などが所有し公益に資する内容かつ無料で映写するもの、新聞社が所有し無料映写するもの、が対象となった(前掲、『活動写真の保護と取締』、428~429頁)。
- 54) 「活動写真『フィルム』検閲規則」第3条参照(前掲、『日本映画法規類纂』、19頁)。
- 55) 前掲、「『外国映画』輸入から封切まで」など。
- 56) 税関での検閲は「思想方面の取締」を主としていた。これを通過して輸入許可を得ても「内務省の検閲を受けなければならない」ので「二重に検閲を受ける煩とそれによる種々の手数支障或は弊害」が輸入業者を悩ませていたという(「税関の映画検閲に輸入業者の悩み」『キネマ旬報』〈キネマ旬報社、1928年12月11日号〉、6頁)。

- 57) 1935年までは「ロシヤ映画が一ヶ年に七、八本にも達した」が、1937年には送られてこなくなり「輸入禁止映画はほとんどなくなつた」との記述から、税関における共産主義流入への警戒が読み取れる（前掲、『『外国映画』輸入から封切まで』60頁）。
- 58) 前掲、『戦時下の日本映画』、31頁。
- 59) Harold Butcher “Films Delight Japanese” *New York Times* (1928年2月12日)。この記事については、前掲、『敗戦とハリウッド』で紹介されている。
- 60) 前掲、『戦時下の日本映画』、32頁。
- 61) 「為替管理を強化し、見越輸入を取締る 大蔵省令、けふから実施」『東京朝日新聞』（1937年1月8日、朝刊、4面）。
- 62) 文化や言語が違ううえに劇用語であるため、検閲に手間がかかることを理由に、1メートル当たり1銭5厘に値上げした（前掲、『日本映画検閲史』、410頁）。
- 63) 盧溝橋事件の2日後に、米国映画日本支社の代表者が集められ、9月以降の輸入が許可制になること、年内の不許可方針が伝えられた（前掲、『日本映画検閲史』、411頁）。
- 64) 前掲、『敗戦とハリウッド』、27頁。
- 65) 同上、24～25頁。
- 66) 1925年7月～1926年12月までは月に2号、1927年1月～1939年9月までは月に3号、1939年10月以降は月に1号発行された。査閲の過程で申告者に処分を通告し、「自発的」な取り下げを図った案件の掲載はない（前掲、『映画検閲時報・附録』、29頁）。
- 67) 柳井も「法律上の製作者すなわち著作権法に所謂」と説明している。必ずしも映画を製作した者の名前が記されるとは限らない（前掲、『活動写真の保護と取締』、416頁）。
- 68) 内容が公安、風俗、健康上に支障があるとされた場合の処置である。問題が一部分の場合、該当部分の切除や改作、上映場所の指定（場所的制限）という形で制限した。
- 69) すなわち、「活動写真『フィルム』検閲規則」制定～日米開戦に検閲申請された全映画のうち、米国製で、一部あるいは全編にアニメーションが使用された作品を抽出した。
- 70) 前掲、『敗戦とハリウッド』、27頁。
- 71) （種類：米、描、娯）「ドン・キホーテ」が、製作者：米国セブリティ社、申請者：エムパイヤ商事、で通過している（『検閲時報』第36巻〈不二出版、1985年〉、534頁）。
- 72) 保健（性教育など）の映画について、場所を保健講演会場に限定する場合である。
- 73) 有効期限を1年に限定する項目が1940年に追加されたものである。
- 74) 1926年8月、大日本活動写真協会主催の映画関係者の懇談会における柳井義男の講演から抜粋し、表1を作成した（前掲、『活動写真の保護と取締』、529～588頁）。

- 75) 前掲、『活動写真の保護と取締』、572頁。
- 76) 支那とは、当時の中国の呼称である。
- 77) 前掲、『活動写真の保護と取締』、582～583頁。
- 78) 検閲を確認できなかったのは『プレーン・クレイジー』 *Plane Crazy* (1928)、『蒸気船ウィリー』、『ギャロップイン・ガウチョ』 *Gallopin' Gaucho* (1928)、など計8作品だが、『蒸気船ウィリー』のように広告の掲載を確認できるものもある。
- 79) カルステン・ラクヴァ著・柴田陽弘、眞岩啓子訳、『ミッキー・マウスーデイズニーとドイツ』(現代思潮新社、2002年)、33頁。
- 80) 同上、61頁。
- 81) 「ミッキー・マウスの上映禁止」『東京朝日新聞』(1931年4月22日、朝刊5面)。
- 82) 前掲、『ミッキー・マウス』、60頁。
- 83) 1934年施行の新「映画法」で加えられた禁止理由に基づく(前掲、60頁)。
- 84) 『キネマ旬報』(キネマ旬報社、1933年5月11日)には広告も掲載されている。
- 85) 前掲、『アニメとプロパガンダ』、50～51頁。
- 86) 前掲、『ミッキー・マウス』、36頁。
- 87) 岩村正史『戦前日本人の対ドイツ意識』(慶應義塾大学出版会、2005年)、19～20頁。
- 88) 最多は大阪毎日新聞社52件、続いて日本放送協会等の放送関連団体47件。
- 89) 1925年、1929～1933年、1938年、1940～1941年が1回ずつ、1934年が4月5日に4回、1937年は4回、1939年は10月9日が9回となっている。
- 90) 「ミッキーのカウボーイ」「ミッキーの自動車大暴れ」は、邦題に一致するものがなく、原題の表記からも確認することが出来なかった。
- 91) デイズニー作品を米国映画会社が検閲申請するようになるのは1933年以降である。
- 92) 兵士の慰安のための映画で、艦上で上映する。
- 93) 漫画と同時に他の作品が申請される場合もある。例えば『海山越えて』と同日に『軍艦行進曲』などの宣伝映画など(『検閲時報』第36巻、〈不二出版、1986年〉、68頁)。
- 94) 極秘上映は漫画製作者に限られなかった。シンガポールでは、接収されたフィルムを小津安二郎が閲覧した。国内でも、報道関係者や軍需関係の重役などが観ていた(前掲、『政岡憲三とその時代』、第5章「ファンタジアという呪縛」を参照、137～166頁)。
- 95) 米山忠雄「海軍関係製作の漫画映画に就いて」『映画旬報』(映画出版社、1942年12月1日号)、85頁。実際、『桃太郎の海鷲』ではマルチプレーンカメラという技術が利用された(青木光照「漫画映画の技術—瀬尾光世と語る—」『映画技術』(映画出版社、1942年9月)、16頁)。これは米国アニメーション(デイズニー)が発祥の手法で、画面に奥行きを演出できる。
- 96) 『東京朝日新聞』の広告(1943年3月7日、朝刊、4面)など。
- 97) 濱田昇一は「大本営海軍報道部海軍少佐」という肩書がほとんどだが、先行研

- 究では「海軍省軍務局第四課員」ともされる（前掲、『戦時下の日本映画』、168頁）。また、海軍省嘱託の米山忠雄によれば、同少佐は映画主務士官を務めていた（「回顧と反省と」『新映画』〈映画出版社、1943年11月号〉、34～35頁）。
- 98) 小松浦甫「持永只仁の足跡 運命をきりひらいたアニメーション作家」『ANIMAIL 歴史部会版』（日本アニメーション協会歴史部会、2002年）、16頁。
- 99) 座談会のなかで濱田自身が、企画して東宝に委託したことを語っている（大本営海軍報道部第一課長平出大佐、大本営海軍報道部第一課濱田少佐、田坂具隆、清水千代太「海軍と映画―座談会―」『映画旬報』（映画出版社、1942年12月1日号）、17頁）。
- 100) 前掲、『政岡憲三とその時代』、156頁。
- 101) 1939年頃から海軍省嘱託を務めた以外の来歴は不明だが、映画や教育誌への寄稿が見られる。「フクちゃん部隊出撃の歌」や映画主題歌「水兵さん」を作詞した人物である。
- 102) 前掲、「海軍関係製作の漫画映画に就いて」、84頁。
- 103) 前掲、「海軍と映画―座談会―」、17頁。
- 104) 米山が「残念乍らアメリカの天然色トーキー漫画の技術にはすぐには追いつけないとは思ふ」と述べていることから、戦中も米国製漫画映画の評価が高かったと分かる（前掲、「海軍関係製作の漫画映画に就いて」、84頁）。また、『桃太郎の海鷲』の広告には度々ベティやポパイが登場し、打倒すべき対象として意識されている。
- 105) 全国の封切館だけの週計で『戦ふ護送船団』と組んだ『桃太郎の海鷲』は65万307円86銭をあげた。この大部分は『桃太郎』の力とみていいとされる（木下武男「海軍漫画映画の新作」『新映画』〈映画出版社、1943年5月〉、56～57頁）。
- 106) 前掲、『政岡憲三とその時代』、158頁。
- 107) 『ハワイ・マレー沖海戦』は70万円、『桃太郎の海鷲』は65万円の興行収入をあげ、当時としては最良であったとされる（前掲、「日本アニメーション映画史」、40頁）。
- 108) 雨宮育作、今村了之介、伊奈信男、濱田昇一、長谷川孫助、山本嘉次郎、米山忠雄、南部圭之助「海洋映画に就いて」『新映画』（映画出版社、1942年10月号）、34～43頁。
- 109) 濱田昇一は、映画に明るさを求め、製作への投資に肯定的な姿勢をみせている。この考え方が、漫画映画への投資につながったと推測できる（海軍省軍務局・海軍少佐濱田昇一「潤達な気持でつくれ」『新映画』〈映画出版社、1942年11月号〉、43頁）。
- 110) 「海軍軍事普及部、廃止 大本営海軍報道部長に前田少将」『東京朝日新聞』（1940年12月7日、夕刊1面）。
- 111) 「満州、上海両事変」で宣伝の必要性が痛感させられ、組織強化が図られた（同上）。
- 112) 「時局宣伝に関する所見」『海軍省海軍軍事普及部小冊子』。出版年の記載はな

- いが、上海事変・満州事変への言及から1930年代前半と推測する。防衛省防衛研究所にて閲覧。
- 113) 『水交社記事』とは海軍内のクラブ「水交社」の機関紙である。
- 114) 当時上海海軍特別陸戦隊第一大隊第一中隊第二小隊長 海軍特務中尉仲地幸二「上海事変体験記」(『水交社記事』、1935年4月11日)、117～118頁。
- 115) 前掲、「時局宣伝に関する所見」。
- 116) この文章は、執筆から6年後の1941年に『水交社記事』に掲載された(海軍少将日暮豊年「勤務余録(9)」『水交社記事』(1941年12月5日))。
- 117) 第四課は主として国防思想普及、軍事関係団体の指導を担った(野村実「海軍省軍務局」『国史大辞典』〈JapanKnowledge より引用、2016年12月19日閲覧)。
- 118) 大本営海軍報道部海軍少佐濱田昇一「海軍記念日に因みて 帝国海軍と文化映画 附、海軍報道班に就て」『文化映画』(映画日本社、1942年5月号)、12～13頁。
- 119) 前掲、「海軍と映画」、107頁。
- 120) 文化映画やニュース映画の題名部分、作戦図を示す矢印の動きなどに活用されるアニメーションは「線画」と呼ばれ、軍事訓練用の映画で活用された。山口少佐は、高速度撮影やトーキーに線画を組み合わせれば「鬼に金棒」としている(海軍省海軍軍事普及部山口少佐「海軍と映画」『キネマ旬報』〈キネマ旬報社、1938年10月1日〉、107頁)。
- 121) 山口少佐は「我々の映画は記録映画でなければならない」としている(同上)。
- 122) 平出英夫も、日本海軍の映画が発達しなかった原因に機密保持を認めている。撮影を禁じ「ただ実力を昂揚して来た」としている(前掲、「海軍と映画—座談会—」、18頁)。
- 123) 「海洋思想」の定義は不明だが、海や海軍に関する認識や知識を指すと考えられる。
- 124) 前掲、「海軍と映画—座談会—」。
- 125) 海野十三「海と映画」『映画旬報』(映画出版社、1943年5月1日)、17頁。
- 126) 前掲、「海軍記念日に因みて」、12頁。
- 127) 前掲、「海軍と映画—座談会—」。
- 128) 海軍大佐松島慶三「戦局の前途と海洋思想」『水交社記事』(1942年3月5日)。
- 129) 「海洋思想普及に海洋映画研究会」『映画旬報』(映画出版社、1942年11月1日)、4頁。
- 130) 前掲、「海軍記念日に因みて」、12頁。
- 131) 地方での上映により、農村等での海軍知識の普及啓発活動を実施したという(同上)。
- 132) 大本営海軍報道部海軍少佐濱田昇一「海を怖るゝべからず 海に親しむべし」『新映画』(映画出版社、1943年7月号)、13頁。
- 133) 前掲、「海洋映画に就いて—座談会—」。
- 134) 古野伊之助、上田碩三、折橋慶治、伊藤恭雄、星野辰男、清水千代太「日本映画社の使命」(『映画旬報』(映画出版社、1942年11月11日)、135頁)。

- 135) 南方映画工作処理要領に基づき、打合わせのためにセレベス島を訪れた際の報告である（海軍省囑託米山忠雄「南方映画事情 セレベス現地報告」『映画旬報』〈映画出版社、1943年2月1日〉、14～15頁）。
- 136) 大本営海軍報道部第一課長平出英夫「戦ふ映画」『映画旬報』（映画出版社、1942年11月11日）、6頁。
- 137) 伊地知進、大谷博、田村幸彦、西村楽天、清水千代太「南方帰還報告 座談会」『映画旬報』（映画出版社、1942年11月1日）、49～53頁。
- 138) 海洋映画について、文化映画と劇映画どちらにすべきか議論になった際の発言である（前掲、「海洋映画に就いて」、40頁）。
- 139) 米山は軍省囑託で、漫画映画の文化工作上の効果を主張した。「〈海軍戦記〉製作座談会」（『新映画』〈映画出版社、1943年5月号〉、34～39頁）や、「大東亜戦争と文化映画—座談会—」（『文化映画』〈映画日本社、1942年3月〉）でも濱田と同席している。
- 140) 前掲、「海軍関係製作の漫画映画に就いて」、85頁。
- 141) 前掲、「海洋映画に就いて」。
- 142) 前掲、「漫画映画の技術」、15～17頁。
- 143) 文化映画とは、記録映画・科学映画・社会教育映画など、国民の教養・文化の向上を目的とした作品を指す。劇映画は含まれない。
- 144) 前掲、「海軍関係製作の漫画映画に就いて」、84頁。
- 145) 前掲、「南方映画事情 セレベス現地報告」、14～15頁。